

HIGASHIOSAKA

東大阪市第3次総合計画 Higashiosaka City Master Plan 2021 ▶▶▶ 2030

つくる・つながる・ひびきあう

― 感動創造都市 東大阪 ―



HIGASHIOSAKA

東大阪市第3次総合計画
Higashiosaka City Master Plan





表紙の紹介をするよ



2021年から2030年に向けて東大阪市の実現すべき‘将来都市像’

東大阪に携わるすべての人の力で
「つくる・つながる・ひびきあう -感動創造都市 東大阪-」
の実現をめざします

文化創造館

(最寄り駅：近鉄奈良線八戸ノ里駅)

令和元年9月に開館した文化創造館は、「文化と芸術が生まれる空間」、「人とまちと文化を結ぶ交差点」、「創造を発信する拠点」をコンセプトに、優れた音響空間と上質な鑑賞環境を提供する大ホールと小ホールをはじめ、各種用途に適した創造支援室や音楽スタジオなどを備えた施設です。どなたでもご利用いただける「まちライブラリー」、屋外には街角広場があり、多くの人々がさまざまなかたちで**つながり**、交流し、にぎわいが生まれることで、文化芸術にあふれるまちづくりをめざしています。



東大阪フォント

東大阪市は多種多様なモノづくり企業が集積する、活力あるまちです。その技術力は、日本の暮らしを支えています。このフォントは、東大阪の企業同士の**つながり**や、東大阪で生まれた部品が**つながる**ことでさまざまな製品となり、世界を**つなげている**ことをイメージした、オリジナルのフォントです。

本庁舎22階展望ロビーからの夜景

(最寄り駅：近鉄けいはんな線荒本駅)

本庁舎の最上階（地上約100m）に位置する22階展望ロビーからの夜景（入場無料）。日本夜景遺産の「施設型夜景遺産」に認定されています。

なかでも南西方向の眼下には、大阪を**つなぐ**近畿自動車道と、大阪と奈良を**つなぐ**阪神高速道路が東西南北に交わる東大阪ジャンクションが鑑賞可能で、夜になるとオレンジ色に瞬くナトリウム灯で照らされたジャンクションと走る車のライト、そして大阪の夜景が近未来的な風景をみせます。間近でジャンクションを眺められる夜景スポットは非常に珍しいといわれています。

花園ラグビー場

(最寄り駅：近鉄奈良線東花園駅)



1929年に開場した花園ラグビー場。90年以上にわたり、日本ラグビーの歴史とともに歩んできました。この数々の歴史が刻まれたスタジアムが、2018年に最新の設備とともに生まれ変わりました。2019年にはラグビーワールドカップ2019日本大会が開催され、日本ラグビーの新たな時代への起点となる会場の1つとなりました。

ラグビーをはじめとするスポーツが果たす多様な役割に着目し、地域活性化や健康増進などといった、スポーツで**つながる**まちづくりを推進しています。

このたび、東大阪市の将来像を示す、東大阪第3次総合計画を策定いたしました。

本市では、「住み続けたいまち」「住みたくなるまち」の実現に向けて、市民、事業者、行政等が協働し、まちづくりを進めてまいりました。

「平成」が終わり、新たな時代の幕が開けた令和元（2019）年には、ラグビーワールドカップ2019日本大会が開催され、世界中から多くの人が集まりました。開催地の1つ、東大阪市花園ラグビー場においても素晴らしい盛り上がりを見せ、令和元（2019）年は本市の歴史に新たな1ページが刻まれた年となりました。



一方、世界中で猛威をふるう新興感染症や、大規模な自然災害など、市民の生命を脅かす多様な事象が発生しております。誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの重要性はますます高まっており、新たな総合計画で定めた基本構想に基づく各種計画や、「東大阪市国土強靱化地域計画」の確実な進行のもとで、「強さ」と「しなやかさ」を併せ持つまちづくりを進めてまいります。

また、少子高齢化の急速な進展、人口減少社会への対応など、市政の舵取りが難しい時期におきまして、本計画では今後10年間で特に重点的に取り組むべき施策として「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」、「高齢者が活躍するまちづくり」、「人が集まり、活気あふれるまちづくり」の3つのまちづくりの推進を掲げました。

行政だけでなく、東大阪に関わりのあるさまざまな主体が、それぞれの持つ個性を発揮し、「東大阪ONE TEAM」として、魅力あるまちづくりを推進し、「つくる・つながる・ひびきあう ー感動創造都市 東大阪ー」の実現をめざし全力で取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、市民会議や、パブリックコメントなどで多くのご意見をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、熱心にご議論いただきました総合計画審議会の皆様に対しまして心より感謝申し上げます。

令和2年7月

東大阪市長



目 次

第 1 編 基本構想 1

1 章 総合計画とは	2
第 1 節 総合計画策定の趣旨	2
第 2 節 総合計画の構成と期間	3
2 章 計画策定の背景	4
第 1 節 東大阪市の特徴	4
第 2 節 東大阪市の現状と将来展望	8
第 3 節 今後の自治体を取り巻く環境の変化	20
3 章 めざす将来像	22
第 1 節 将来都市像	22
第 2 節 人口の目標	23
第 3 節 土地利用構想	24
4 章 重点施策の方針	27
5 章 分野別施策の方針	28

第 2 編 基本計画 31

施策体系図	32
基本計画の構成	35
重点施策	36
施策の見方	42

分野 1. 人権・共生・協働

施策 NO.1 すべての人の基本的人権が守られる地域社会の形成	44
施策 NO.2 加速するグローバル社会への対応	46
施策 NO.3 公民連携によるまちづくりの推進	48

分野 2. 子ども・子育て

施策 NO.4 子育て支援の充実	50
------------------------	----

分野3. 教育

施策 NO.5 確かな学力の向上	52
施策 NO.6 責任ある教育を提供できる教育環境の向上	54

分野4. スポーツ・文化・産業

施策 NO.7 スポーツでかがやき、ひろがり、つながるまちづくりの推進	56
施策 NO.8 誰もが歴史や文化に親しめるまちづくりの推進	58
施策 NO.9 産業の活性化による好循環の創出	60
施策 NO.10 多様な働き方と働く場の創出	62

分野5. 健康・福祉

施策 NO.11 健康づくりと保健衛生の推進	64
施策 NO.12 高齢者の活躍と地域における支えあいの推進	66
施策 NO.13 障害者の自立と社会参加の促進	68

分野6. 都市・環境

施策 NO.14 快適で魅力あふれる都市空間の創出	70
施策 NO.15 誰もが利用しやすい交通環境づくり	72
施策 NO.16 良好な環境の維持	74

分野7. 防災・治安

施策 NO.17 危機や災害に強く安心して暮らせるまちづくりの推進	76
施策 NO.18 治安対策の強化による安全・安心なまちの実現	78

施策の推進に向けて

行財政改革の推進 1 選択と集中	80
行財政改革の推進 2 持続可能な財政運営	82
行財政改革の推進 3 人材の確保・育成	84
シティプロモーションの強化	86
SDGs の一体的な推進について	88

基本構想

1章 総合計画とは	2
2章 計画策定の背景	4
3章 めざす将来像	22
4章 重点施策の方針	27
5章 分野別施策の方針	28

1章 総合計画とは

第1節 総合計画策定の趣旨

本市では、平成15（2003）年に策定した「東大阪市第2次総合計画」において、将来都市像を「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」と設定し、「ラグビーのまち」「モノづくりのまち」「うるおいと風格のあるまち」「開かれたまち－活力ある行財政運営」を推進するとともに総合的なまちづくりに取り組んできました。

この間、少子高齢・人口減少社会の到来、情報通信技術の発展、国際化の進展、環境保全に対する意識の高まり、東日本大震災などの大規模な自然災害の発生による安全・安心に対する意識の高まりなど、社会環境が大きく変化しています。

平成23（2011）年の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務は廃止されましたが、今後、本格的な人口減少時代を迎えるなか、将来を見据えたまちづくりを進めていくためには、まちづくりの基本理念や将来都市像を市民・事業者・行政などで共有することが重要です。そのため、本市では「東大阪市総合計画策定条例」を制定し、本市を取り巻く社会情勢の変化も踏まえ、市の最上位計画として、今後のまちづくりの方向性や指針を明らかにする東大阪市第3次総合計画を策定します。

第2節 総合計画の構成と期間

1. 計画の構成

計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3層とします。

基本構想では、本市の特徴や現状を踏まえて将来を展望し、将来都市像を示すとともに、その実現に向けて取り組む施策の方針を示します。

基本計画では、今後10年間で特に力を入れて取り組む重点施策や、その他行政として着実に取り組んでいくべき分野別施策の具体的な内容を示します。

実施計画では、基本計画に示した重点施策、分野別施策に関する具体的な事業計画を示します。

なお、基本計画と実施計画については、社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

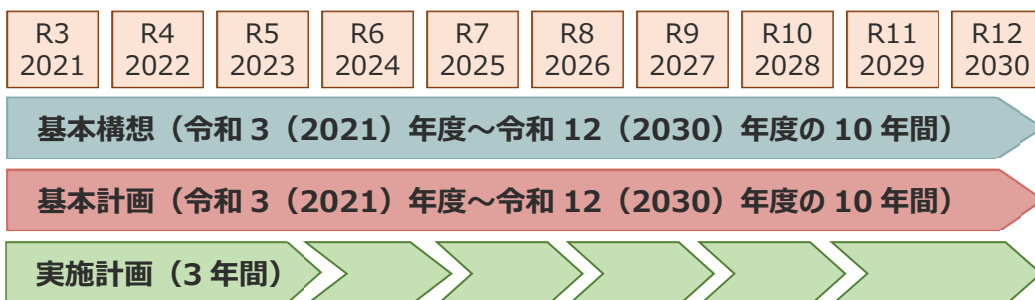
<総合計画の構成>

基本構想		本市の将来都市像、施策の方針
基本計画	重点施策	人口減少社会への対応に関する、分野横断的かつ重点的な施策
	分野別施策	行政として着実に取り組んでいくべき、分野別施策
実施計画		具体的な事業計画

2. 計画の期間

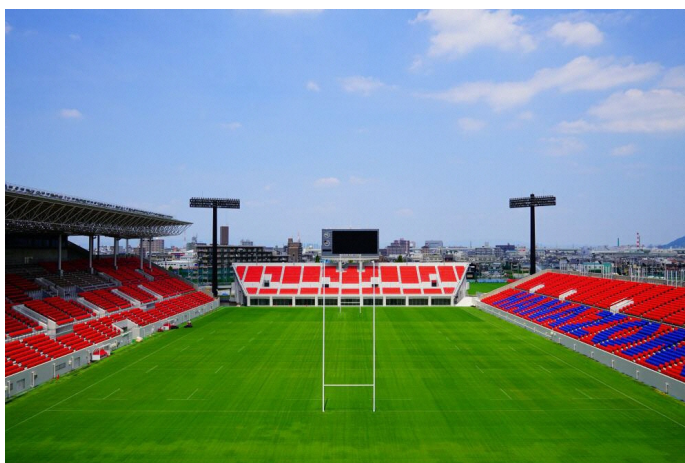
計画の期間については、基本構想及び基本計画は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。実施計画については3年間とします。

<総合計画の期間>



2. ラグビーのまち、そしてスポーツのまちへ

昭和4（1929）年に日本初のラグビー専用グラウンドとして完成した近鉄花園ラグビー場は、平成27（2015）年に東大阪市花園ラグビー場として新たなスタートを切りました。全国高等学校ラグビーフットボール大会が毎年開催されるほか、「ラグビーワールドカップ2019日本大会」、「ワールドマスターズゲームズ*1 2021関西」においてラグビー競技の開催会場になるなど、日本だけでなく、世界に知られるラグビーの聖地となっています。



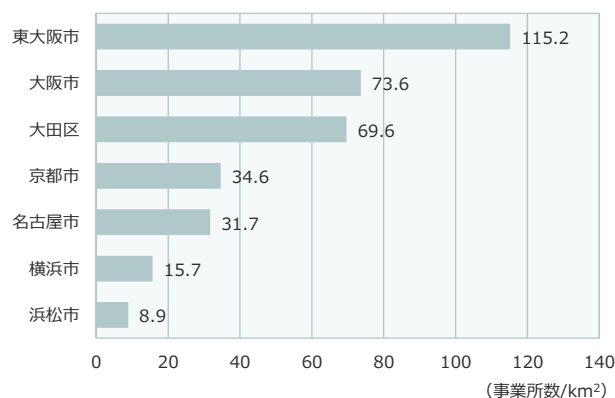
東大阪市花園ラグビー場

また、地域活性化や健康増進などといった、ラグビーをはじめとするスポーツが果たす多様な役割に着目し、スポーツを活用したまちづくりを推進しています。

3. モノづくりのまち

市内の製造業の事業所密度は全国第1位であり、モノづくり企業の集積地となっています。個々の企業が持つオンリーワンの技術は、雇用と豊かさを生み出す原動力となっています。

〈製造業の事業所密度〉



※「平成28年経済センサス活動調査」による製造業事業所数4,000以上の都市で比較

可住地面積1km²当たりの事業所数を「統計でみる市区町村のすがた2018」による可住地面積を用いて算出

資料：平成28年経済センサス活動調査、統計でみる市区町村のすがた2018

用語解説

*1 **ワールドマスターズゲームズ**：国際マスターズゲームズ協会(IMGA)が4年ごとに主宰する、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会。2021年に関西で開催される。

4. 大学のまち

本市は、大阪樟蔭女子大学、大阪商業大学、近畿大学、東大阪大学の4つの大学が位置し、約3万人もの学生が通う大学のまちです。

市内大学と本市との間では包括連携協定を締結しており、まちづくりや学術、教育、文化、産業の振興、人材育成などにおいて協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に向けた取り組みを進めています。

5. 文化のまち

本市は、司馬遼太郎氏や田辺聖子氏などの著名な作家や、おもちゃデザイナー・洋画家として活躍した宮本順三氏など、さまざまな文化人とゆかりの深いまちであり、現在も平成24（2012）年12月にノーベル生理学・医学賞を受賞した山中伸弥氏や、囲碁界史上初の七冠同時制覇という偉業を達成し、平成30（2018）年2月に国民栄誉賞を受賞した井山裕太氏など、幅広い分野で多くの著名人・文化人を輩出しています。

地域では、秋祭りなどで布団太鼓台やだんじりが見られるほか、近年は司馬遼太郎記念館と周辺の街角、通りを菜の花で彩る運動や、まちを舞台としたジャズストリートの取り組みも行われるなど、活気を生み出しています。

令和元（2019）年9月には東大阪市文化創造館が開館し、文化芸術の創造と発信の新たな拠点となっています。

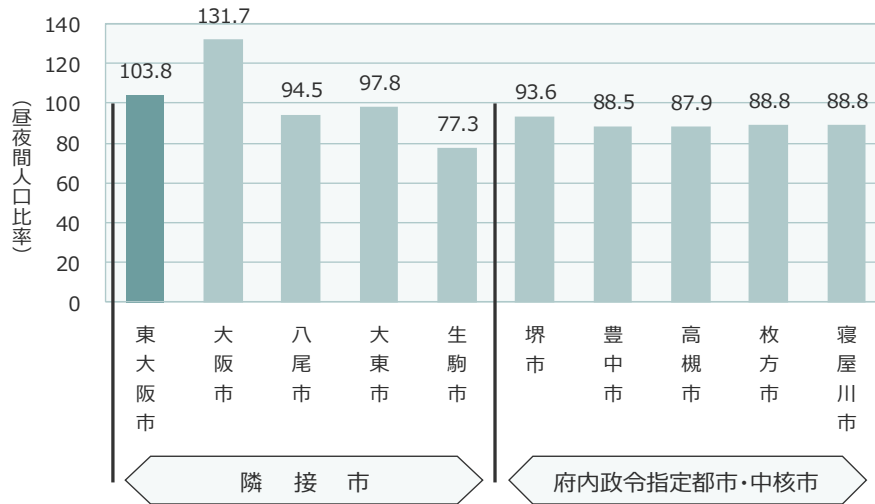


東大阪市文化創造館

6. ひとが集まるまち

本市には、多くの事業所や学校が立地しており、夜間人口よりも昼間人口が多い、ひとが集まるまちとなっています。活力ある地域社会を維持するため、近隣市町村を含めた地域全体の経済活動を支え、牽引する役割を發揮することが求められています。

＜昼夜間人口比率（平成27（2015）年）＞



資料：平成27年国勢調査

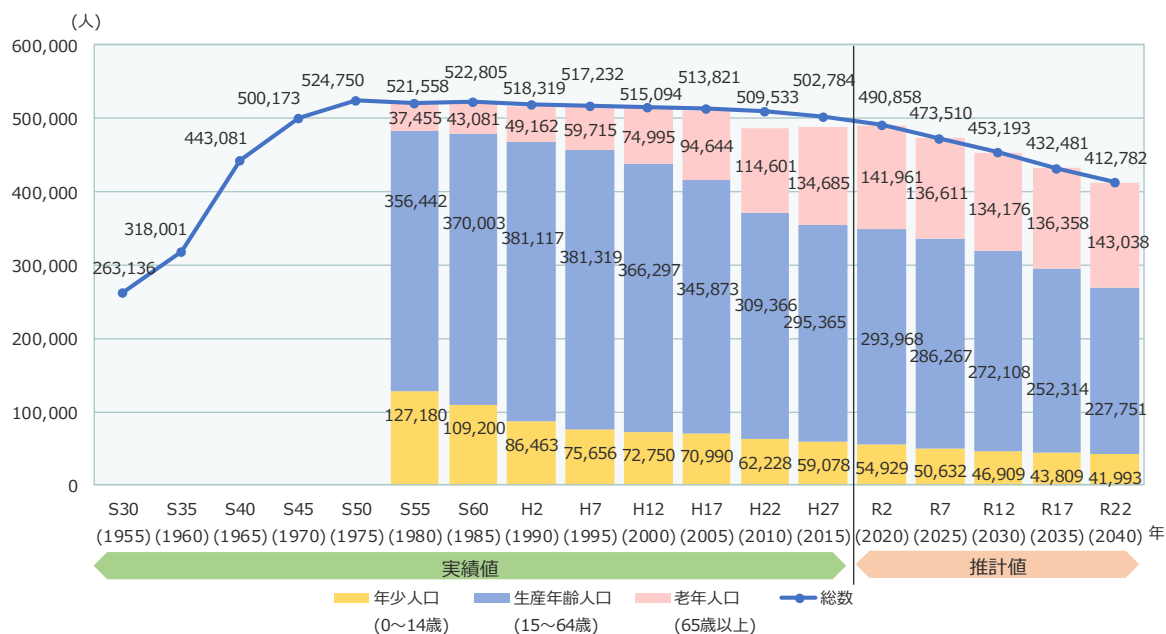
第2節 東大阪市の現状と将来展望

1. 人口推移の状況

全国的に人口減少が進むなか、東大阪市も人口減少の傾向が続く

日本の人口は平成20（2008）年をピークに減少が進んでいますが、本市の人口は昭和50（1975）年をピークに停滞し、平成2（1990）年から減少しはじめており、今後も減少傾向が続くと予測されています。また、今後の人口推計を年齢別でみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少し、65歳以上の老年人口は14万人前後で増減を繰り返すと予測されています。

＜人口の推移＞



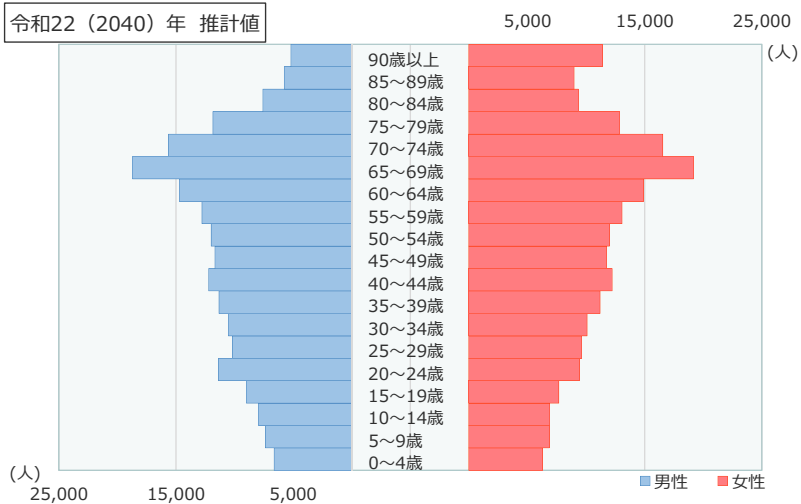
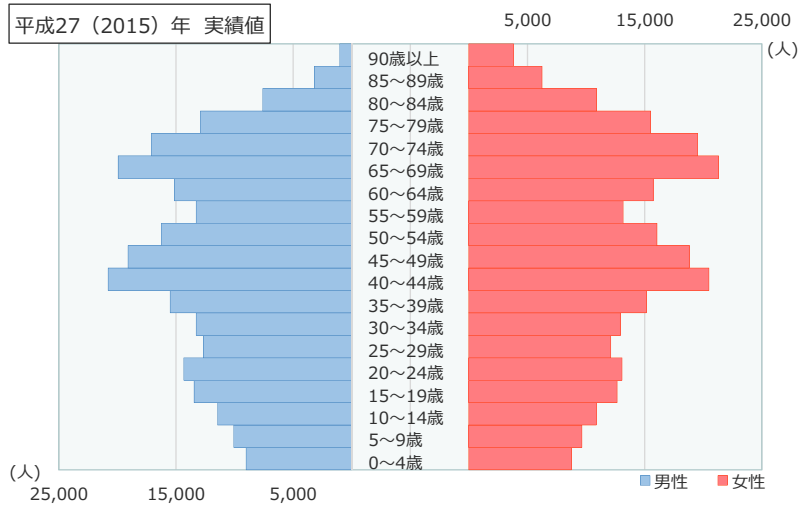
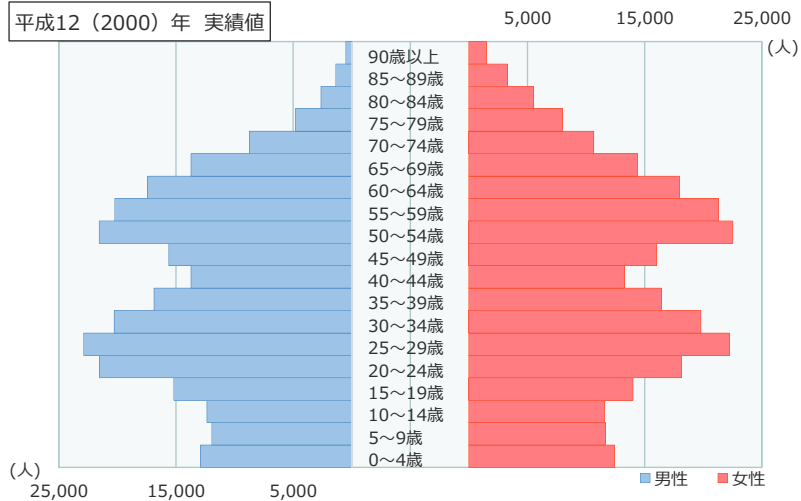
※昭和30（1955）年～平成27（2015）年の総数は年齢不詳を含む

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

人口の減少はさまざまな場面で社会に大きな影響を及ぼす

市全体の人口が減少するなかで、特に年少人口、生産年齢人口の減少が進むことから、年齢構成のバランスが大きく偏り、労働力の減少による産業衰退などの経済面や、地域を支える担い手の減少による地域力の弱まりなどの生活面、市税収入の減少や社会保障費の増加による財政面など、身近な場面でさまざまな影響が表れることが想定されます。

＜本市の人口ピラミッドの推移 2000、2015、2040＞



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

2. 子ども・若い世代を取り巻く状況

東大阪市の子ども・若者の減少ペースは、大阪府や全国よりも速い

本市では、年少人口や生産年齢人口の減少が進んでおり、今後も減少し続けることが見込まれています。また、その減少ペースは、大阪府や全国よりも速いと予測されています。

＜本市の人口増減率＞

	総人口（人）			年少人口（人） （0-14歳）			生産年齢人口（人） （15-64歳）			老年人口（人） （65歳以上）		
	H27 (2015)年	R22 (2040)年	増減率	H27 (2015)年	R22 (2040)年	増減率	H27 (2015)年	R22 (2040)年	増減率	H27 (2015)年	R22 (2040)年	増減率
東大阪市	502,784	412,782	-17.9%	59,078	41,993	-28.9%	295,365	227,751	-22.9%	134,685	143,038	6.2%
大阪府	8,839,469	7,649,229	-13.5%	1,093,111	803,747	-26.5%	5,341,654	4,192,275	-21.5%	2,278,324	2,653,207	16.5%
全国	127,095,500	110,919,000	-12.7%	15,945,000	11,936,000	-25.1%	77,282,000	59,777,000	-22.7%	33,868,000	39,206,000	15.8%

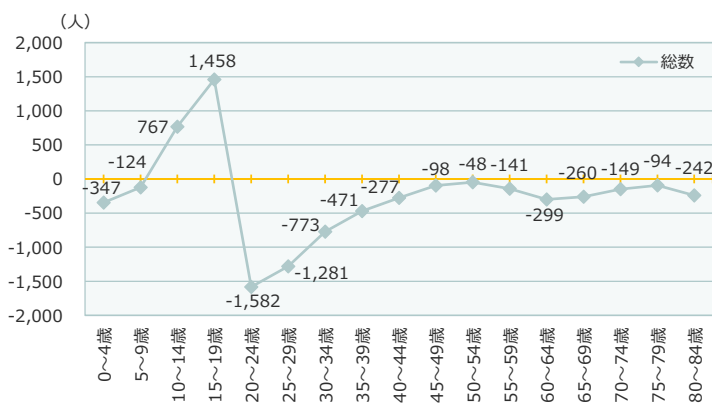
※2015年の総人口は年齢不詳を含む

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

子どもや若い世代の転出超過傾向が顕著

転入・転出の状況を見ると、15～19歳で転入が多くなっているものの、0～4歳、20～39歳で特に転出が多くなっています。大学入学とともに転入する一方、就職や結婚、住宅の購入などのライフステージ^{*1}の変化に伴い、他の自治体へ転出する傾向にあります。

＜転出・転入超過の状況＞



＜転出の理由上位3位＞

	転出の理由	割合
1位	職業上の理由 (就職・転勤・転職等)	34.3%
2位	結婚	22.7%
3位	住宅（住宅の広さ、日当たりなど） に関する理由	8.3%

資料：平成30年度東大阪市移動実態調査

※各5歳階級の5年間（平成22（2010）年→平成27（2015）年）の移動状況を示している。資料：国勢調査

変化の激しい時代を生きる子どもたちが、確かな学力を身につけることが必要

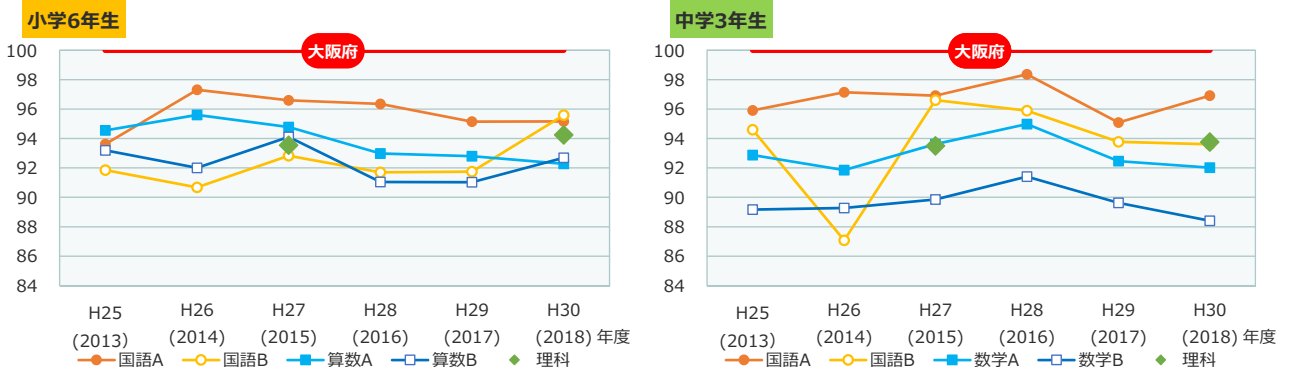
子どもたちの学力は大阪府平均を下回る状況となっています。今後、グローバル化の進展や情報通信技術の進歩など、時代の変化がより一層激しくなるなか、知識や技能はもちろん、自ら学び、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決するための確かな学力を身につけることが求められます。

用語解説

*1 ライフステージ：幼年期、青年期、老年期など、いくつかの段階に分けた、人の人生の一つひとつの段階のこと。

なお、学力向上において欠かせない能力である、自己肯定感や自己有用感は、近年高まる傾向が見られます。本市では全国に先駆けた教育として、令和元（2019）年度より未来市民教育「夢TRY科」が始まりました。このような取り組みを通じて、子どもたちの生きる力を伸ばすとともに、その礎となる学力向上に向けて着実に取り組む必要があります。

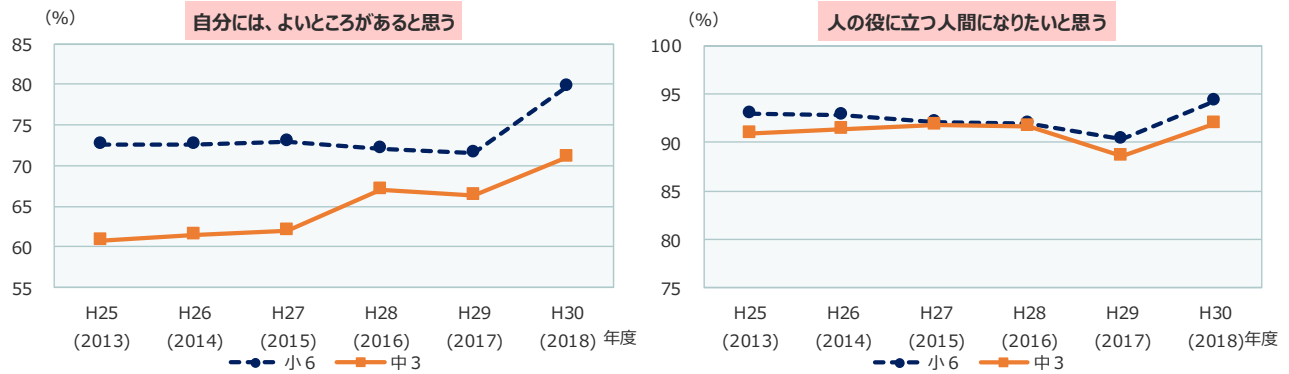
<子どもたちの学力に関する状況>



※各教科の平均正答率について、大阪府を100とした場合の本市の状況を示す

資料：全国学力・学習状況調査

<子どもたちの自己肯定感、自己有用感に関する状況>



※各問に対し、肯定的な回答をした割合を示す

資料：全国学力・学習状況調査

子育て世帯への支援を充実し、妊娠期から子育て期までを切れ目なくサポート

本市では、母子保健と子育て支援の分野が連携し、子育て中の親や子どもを対象とした多くの事業や支援を実施しており、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを行っています。また、保育の受け皿確保として、保育所などの施設整備が進んでいます。

今後も引き続き保育環境の充実や子育て支援に取り組むとともに、子育てと親自身の活躍の両立など、ライフスタイル^{*1}にあわせ、安心して自分らしく子育てできる環境が求められます。

若者・子育て世代に選ばれるまちづくりが必要

子どもや若い世代の減少は、地域の衰退を招きます。その減少を食い止めるため、子どもたちが健やかに成長していくための環境整備や子育て環境の充実、若者にとって魅力あるまちづくりなどを通じて、若者や子育て世代に選ばれるまちになるよう、取り組みを推進する必要があります。

用語解説

*1 **ライフスタイル**：個々の生活様式、生き方のこと。

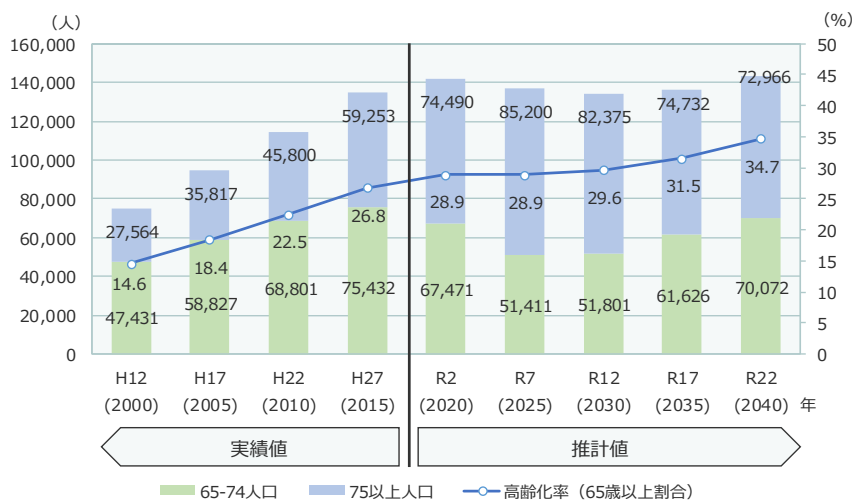
3. 高齢者を取り巻く状況

高齢化率は年々上昇し、75歳以上人口の急増や高齢単身世帯の増加が見込まれる

本市の高齢化率は年々上昇し、令和17（2035）年には30%を超え、その後も上昇する見込みとなっています。特に、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上となり、75歳以上人口が急激に増加すると予測されています。また、高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、そのなかでも高齢単身世帯が増加しています。

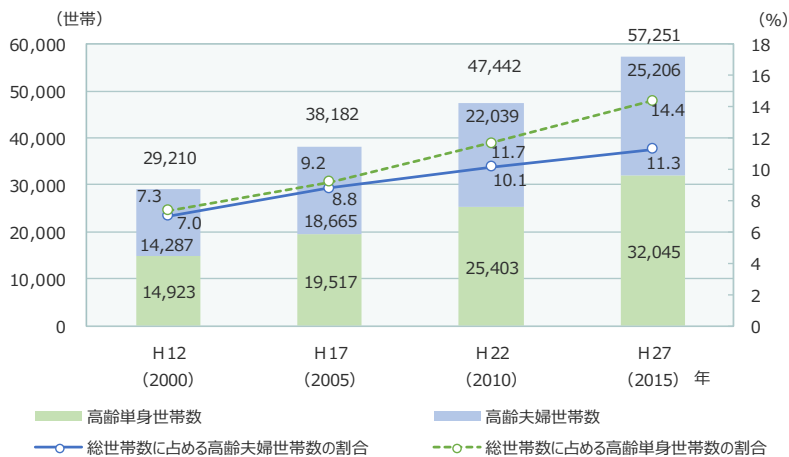
それに伴い、医療や介護ニーズが高まり、人材確保が困難になるとともに、社会保障費の負担増加などの影響や、認知症高齢者の増加などが懸念されます。また、地域社会を支える人が不足し、地域コミュニティの維持が困難になることや、孤独死、空き家の増加などが想定されます。

＜高齢者数の推移＞



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

＜高齢者のみ世帯数・割合の推移＞



※高齢単身世帯：65歳以上の一人のみの一般世帯

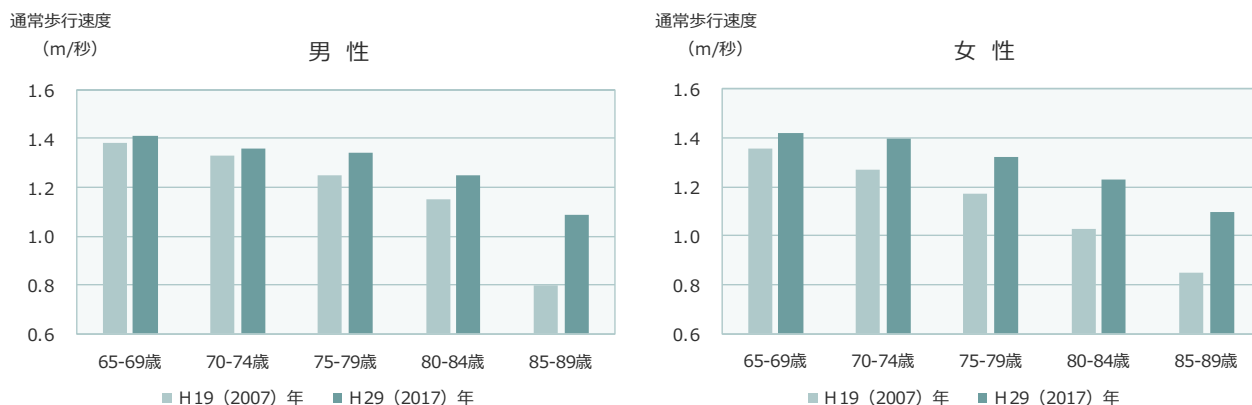
高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組のみの一般世帯

資料：国勢調査

高齢者が元気になってきている

高齢者の歩行速度が速くなってきているとのデータが示されるなど、高齢者が元気になってきています。また、健康寿命*¹（日常生活に制限のない期間）が延びる傾向にあります。このような背景のなか、本市においても、登下校時の子どもたちを地域住民らが見守る「愛ガード運動」をはじめ、さまざまな場面で元気に活躍する高齢者が見られます。

＜高齢者の通常歩行速度の変化＞



資料：鈴木隆雄（2017）.「長寿コホートの総合的研究」.国立長寿医療研究センター

高齢者が健康を維持し、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるとともに、地域社会を支え、元気に活躍する環境づくりが必要

本市では、高齢者の生活を地域で見守り、支えあう取り組みや介護予防の充実、認知症高齢者を支援する初期集中支援チームの設置など、高齢者が健康を維持し、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう支援する取り組みを進めています。また、自治会や地域活動などを通じ、高齢者が子どもたちや若い世代とふれあう取り組みが行われており、今後も高齢者が地域とのつながりを維持し、幅広い世代の人々と交流しながら、生きがいを持って暮らすことができるまちづくりが求められます。

また、元気な高齢者が増えてきているなか、高齢者が生活のさまざまな場面において、地域社会を支える一員として、生きがいを感じながら活躍するまちづくりが求められます。そのためには、これまで高齢者が培ってきた知識や経験を生かし、就労やボランティア、地域活動の場など、あらゆる場面で活躍できる環境づくりが必要です。

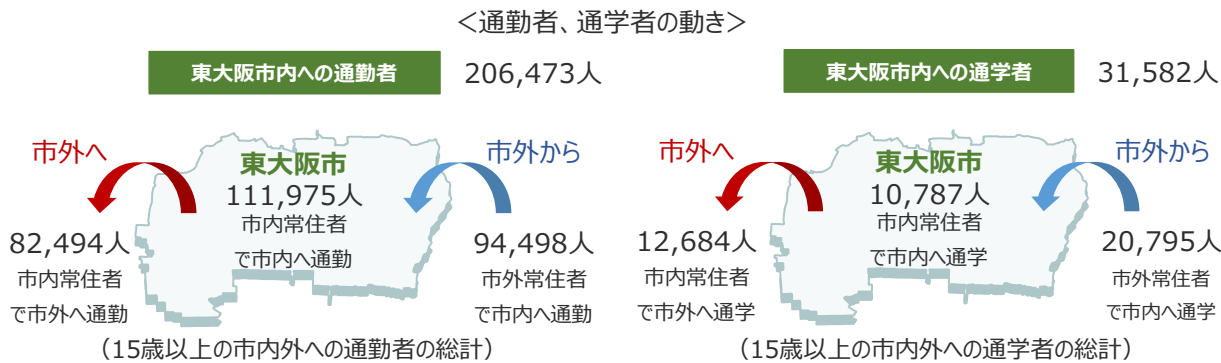
用語解説

*1 健康寿命：WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。

4. まちの活力やにぎわい

多くの人が東大阪市に通勤・通学している

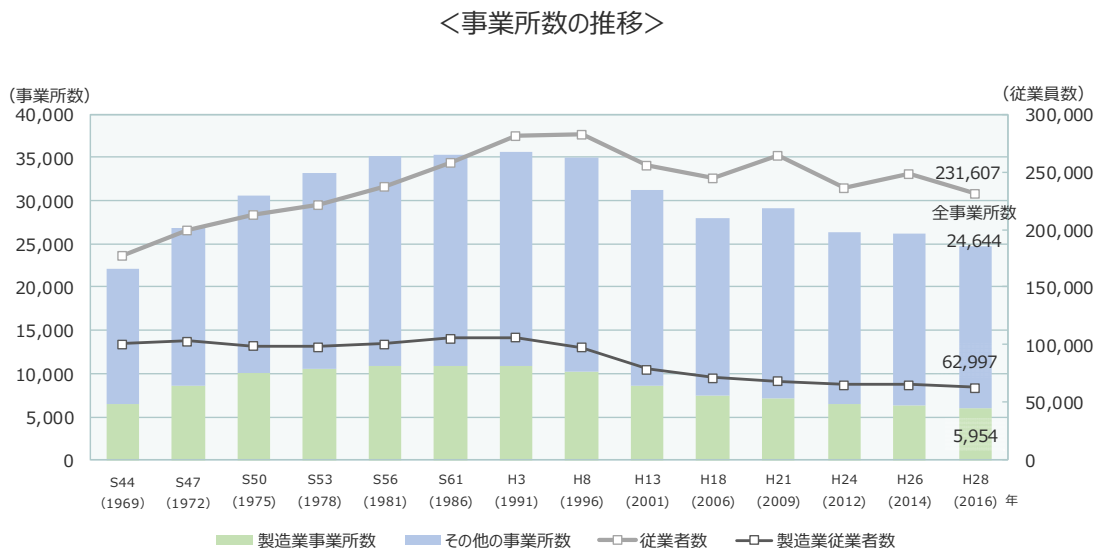
本市には多くの事業所や学校があり、市外からの通勤・通学者が多いことから、昼間人口が夜間人口よりも多くなっています。このことは、市内の活発な経済活動やにぎわいの創出などにつながっています。



資料：平成27年国勢調査

製造業事業所数の減少

市内の事業所数は年々減少傾向にあり、特に「モノづくりのまち東大阪」を支える製造業事業所数は、ピーク時の6割程度まで減少しています。こうした事業所数の減少は、本市へ働きに訪れる就業者の減少を招き、地域経済への影響が懸念されます。



資料：平成18（2006）年までは「事業所・企業統計調査」、平成21（2009）年以降は「経済センサス」

大阪モノレールの南伸に向けた取り組みが進む

大阪空港駅から門真市駅までを結ぶ、大阪モノレールの南伸（門真市駅～（仮称）瓜生堂駅間）に向けた取り組みが進んでいます。本市には、鴻池新田、荒本、瓜生堂付近に新しい駅が設置される予定であり、それぞれJR学研都市線、近鉄けいはんな線、近鉄奈良線と結節します。本市は平成31（2019）年3月にJRおおさか東線が新大阪駅まで全線開通し、南北方向の交通利便性が高まりましたが、大阪モノレールの南伸により、南北方向の交通がさらに強化されます。このことを生かし、来訪者の受け入れ環境の整備などを進め、にぎわいを生み出していくことが求められます。

まちの活気を生み出すため、訪れる人・関わりを持つ人を増やす環境づくりが必要

人口減少が進むなかでも、まちの活気を生み出すために、通勤・通学をはじめ、観光やビジネス目的などで本市を訪れる人や、本市に関わりや関心を持つ人を増やすことが求められます。そのためには、交通利便性が高いまち、モノづくりのまち、大学のまちといった本市が持つ資源を生かし、新しいビジネスを起しやすい環境づくりや、主要駅を核とした拠点づくり、良好な都市空間づくり、効果的な情報発信などの取り組みが必要です。

5. 行財政運営の状況

人口減少や高齢化の進展、公共施設が更新時期を迎えるなど、財政状況が厳しくなるおそれ

歳入面においては、市税収入は概ね横ばいの状況が続いていますが、国や大阪府の制度改正などが財政に与える影響が大きく、今後の動向に十分注意する必要があります。歳出面においては、少子高齢化を背景として社会保障費が大幅に増加する傾向にあります。また、今後学校教育系施設をはじめとした多くの公共施設が更新時期を迎え、維持・更新費用などの支出が大きくなると見込まれています。

人口減少により、市税収入を中心とした歳入の大幅な増加は難しいことに加え、歳出面においては職員数の適正化などにより人件費は減少しているものの、扶助費^{*1}の増加が今後も見込まれることから、財政状況が厳しくなることが想定されます。

多様化する行政ニーズに対応するためにも、持続可能な行財政基盤の確立が必要

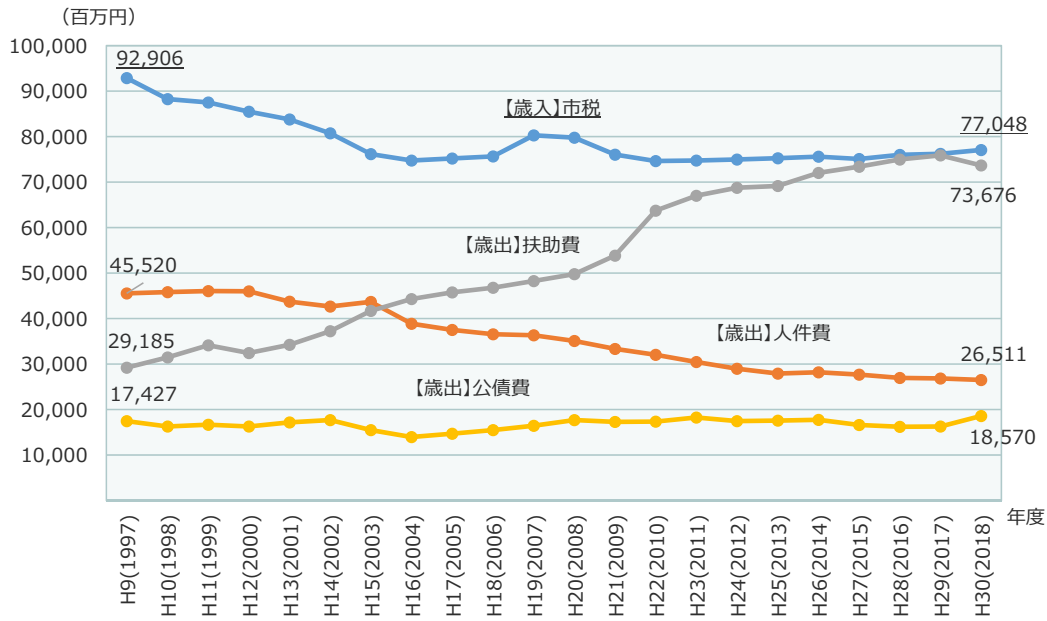
財政状況が厳しくなることが想定される一方、国から地方へ事務や権限の移譲が進み、市が担うべき行政サービスの範囲が広がるとともに、社会情勢の激しい変化を受け、行政に期待される役割は多様化しています。

業務の効率化などにより、限られた財源と人材を効果的に活用するとともに、「選択と集中」の視点により、真に必要な施策を見極め、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立することが必要です。

用語解説

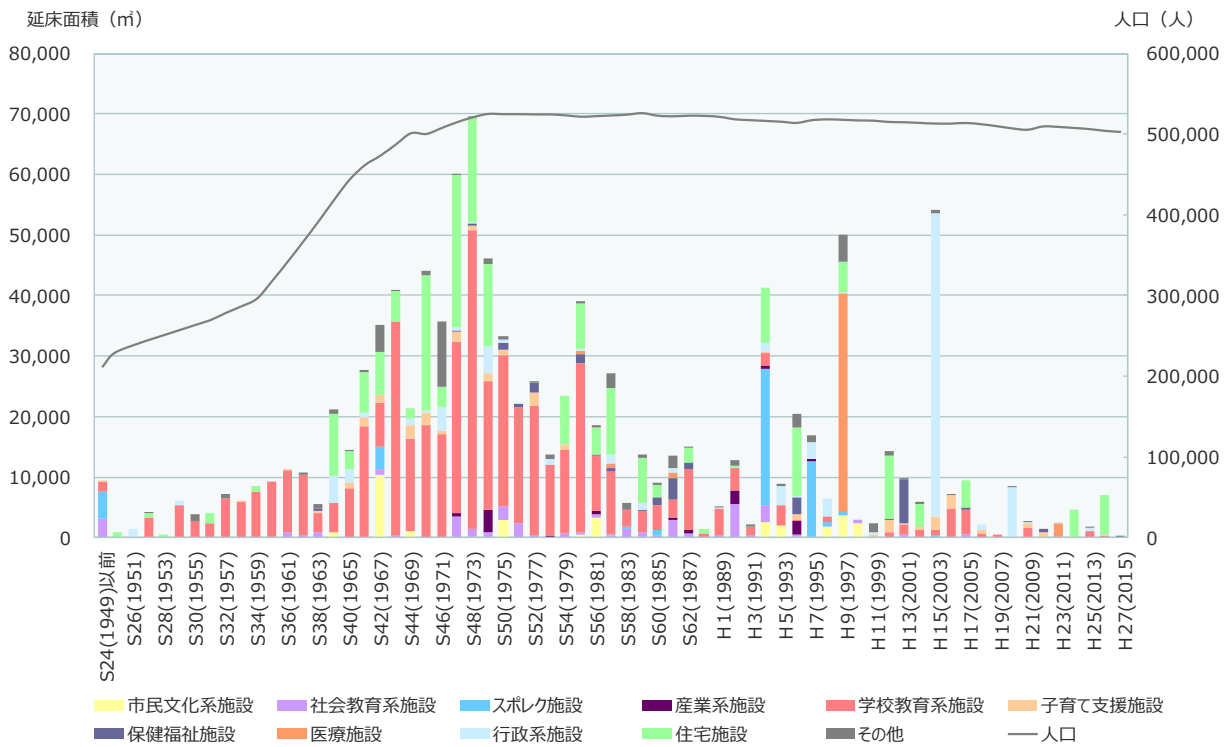
*1 扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、障害者などを支援するために要する経費。

<主要な歳入・歳出決算額（普通会計）の推移>



資料：市町村決算カード

<建築年代別の公共施設面積>

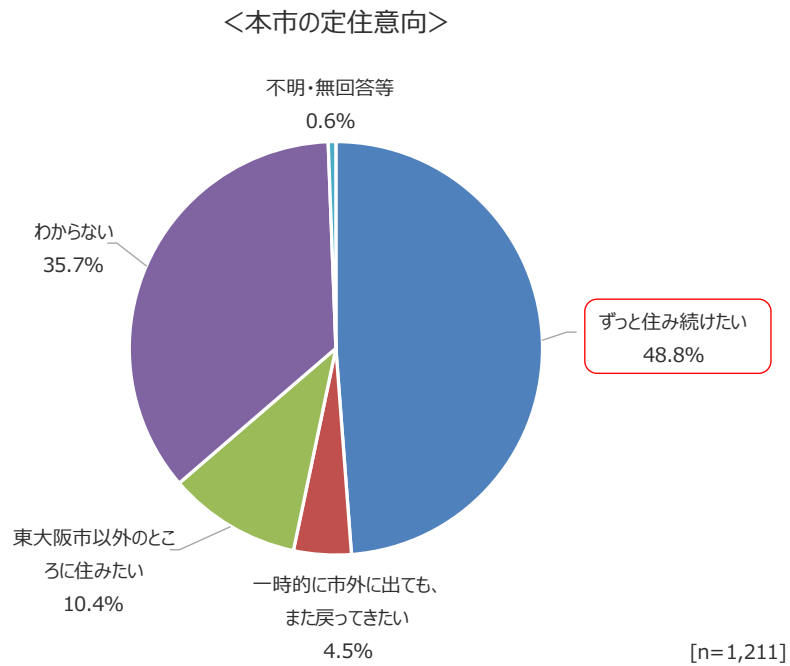


資料：東大阪市公共施設等総合管理計画

6. 市民の意識

「ずっと住みたい」と思う市民の割合は半数以下

平成30（2018）年9月に実施した「東大阪市まちづくりアンケート」において、東大阪市への定住意向について質問した結果、「ずっと住みたい」と回答した人の割合は48.8%と全体の半数以下でした。大阪府内の自治体を実施した同様のアンケートにおいて「住みたい」と回答した人の割合の平均は約70%であり、本市市民の定住意向の低さがうかがえます。



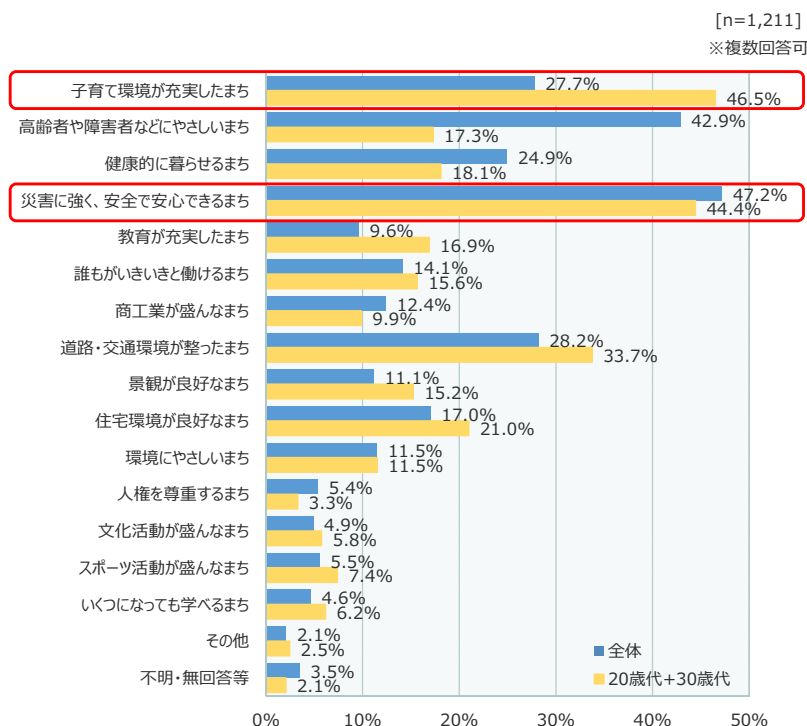
資料：平成30年度東大阪市まちづくりアンケート

「災害に強く、安全で安心できるまち」を求める声が多い

「東大阪市まちづくりアンケート」において、東大阪市が特にどのようなまちであってほしいかを質問した結果、「災害に強く、安全で安心できるまち」と回答した人の割合は47.2%と最も高くなっています。近年、台風や大雨による水害が増加する傾向にあるとともに、南海トラフ*¹による地震発生確率が高まるなか、自然災害の発生に備えたまちづくりが求められています。また、犯罪認知件数は近年大幅に減少してきており、市役所、地域、警察などが連携した防犯対策に取り組んでいますが、今後も安全・安心のまちづくりを推進していくことが求められます。

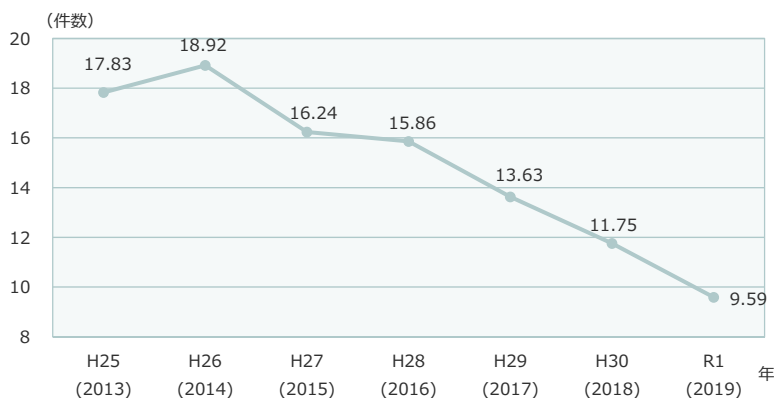
なお、20歳代と30歳代においては「子育て環境が充実したまち」と回答した人の割合が最も高くなっています。若者の減少が課題となっている本市にとって、現在も子育て環境の充実に向けて取り組んでいますが、さらに推進していくことが求められます。

〈まちづくりへの期待〉



資料：平成30年度東大阪市まちづくりアンケート

〈東大阪市における人口千人当たり犯罪認知件数の推移〉



資料：大阪府警察犯罪統計

用語解説

*1 南海トラフ：日本の太平洋側に位置するフィリピン海プレート（駿河湾～日向灘沖）と、大陸のユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域のこと。

第3節 今後の自治体を取り巻く環境の変化

1. 情報通信技術の進展

インターネット技術の進展を背景として、さまざまな知識や情報が共有されるとともに、スマートフォンなどを利用することで必要な情報が必要ときに提供されるようになっていきます。また、従来のパソコン、スマートフォンなどに限らず、家電や自動車、医療機器、物流システム、生産システムなど、さまざまなモノがインターネットへつながるIoT^{*1}時代が到来しています。また、AI^{*2}の技術が進展することで、今後私たちの生活様式やビジネスモデルが大きく変わろうとしています。

このような背景のもと、国は、インターネットなど仮想の「サイバー空間」と、私たちが暮らす現実世界を融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな「超スマート社会」の実現（Society5.0^{*3}）を推進しています。

本市においても、これらの情報通信技術の進展を、新たなビジネス機会の拡大や、地域経済の発展、行政サービスの向上、事務の効率化などに生かしていくことが必要となっています。

2. グローバル化の進展

訪日外国人数は、平成25（2013）年に初めて1,000万人を超え、それ以降年々増加しており、平成30（2018）年には3,119万人となり、3,000万人の大台を超えました。大阪府を訪れる外国人も増加傾向を示しており、平成30（2018）年には1,141万人となっています。

観光庁では、国と地方自治体、観光関連団体などが広域に連携することで、訪日外国人の訪問地の多様化や、滞在日数の増加、多様なニーズへの対応を行うことにより、訪日リピーターの増加に取り組んでいます。

一方、国内の在留外国人数は平成29（2017）年末で約256万人と近年増加傾向にあります。本市の外国籍の住民は、平成30（2018）年末時点で17,971人となっており、平成28（2016）年からの2年間で約1,000人増加しています。また、国内の外国人労働者も増加傾向にあり、平成29（2017）年10月末時点で約128万人となっています。

このような背景のもと、観光だけでなく、日常生活や職場においても外国人と接する機会が増加しています。

今後、国の人口は減少の一途をたどり、特に生産年齢人口の減少が経済活動に与える影響が大きくなると見込まれることから、国では平成30（2018）年に「経済財政運営と改革の基本方針」を閣議決定し、外国人労働者を増やしていく方針を示すとともに、平成31（2019）年には改正入管法（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律）を一部施行しています。

改正入管法の一部施行により法的な制限が緩和され、外国人が働きやすくなっていることや、関西では令和7（2025）年に「大阪・関西万博」が開催されることなどから、本市においても、外国人と接する機会がさらに増加すると考えられ、外国人が安心して過ごすことができる環境づくりや、地域の受け入れ体制の構築などが必要となっています。

用語解説

*1 **IoT**：Internet of Thingsの略。人を介さず、モノが自動的にインターネットと繋がる技術のこと。

*2 **AI**：Artificial Intelligenceの略。人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。

*3 **Society5.0**：我が国がめざすべき未来社会の姿として国が提唱するもの。これまでの狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」。人工知能（AI）の活用や、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題の克服をめざす。

3. SDGsの取り組み

SDGs^{*1}（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、“地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）”ことを誓っています。

国では、2030アジェンダの実施に取り組むための国家戦略としてSDGs推進本部を設置し、平成28（2016）年にSDGs実施指針を決定しました。

この指針は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ、SDGsの17のゴールを日本の文脈に即して再構成した8つの優先分野の下で、140の国内及び国外の具体的な施策を指標とともに掲げています。

本市においても、SDGsの理念を踏まえ、持続可能なまちづくりに取り組んでいきます。

<17の国際目標>



資料：「持続可能な開発目標」（SDGs）について（令和元（2019）年8月 国際連合広報センター）

用語解説

*1 SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。詳細は、88ページの「SDGsの一体的な推進について」にて解説。

3章 めざす将来像

第1節 将来都市像

本市の現状や課題を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応しながらまちづくりを進めるため、総合計画の目標年次である令和12（2030）年度を見据え、実現すべき将来都市像を次のとおり設定します。

つくる・つながる・ひびきあう — 感動創造都市 東大阪 —

本市は、技術力と想像力あふれるモノづくり企業が多く集積する、日本でも有数の「モノづくりのまち」であるとともに、全国的にその名が知られる花園ラグビー場を有し、ラグビーの持つ「力強さ・たくましさ」「連帯性・団結力」「友情・すがすがしさ」というイメージを生かした「ラグビーのまち」として、その個性を最大限に生かした魅力あふれるまちづくりを推進してきました。

まちづくりに携わる市民や事業者など、さまざまな主体がその活動を通じてつながることで、まちづくりの輪が広がります。また、本市の基盤産業であるモノづくりは、その熱意と技術力で世界へとつながります。さらに、市内外へ結ぶ道路や鉄道が発達し、周辺都市だけでなく広域的に多くの人やモノとつながります。東大阪市というまちを構成するすべての主体がそれぞれの活動を通じてつながり、ひびきあいながら、東大阪市の将来を形づくっていきます。

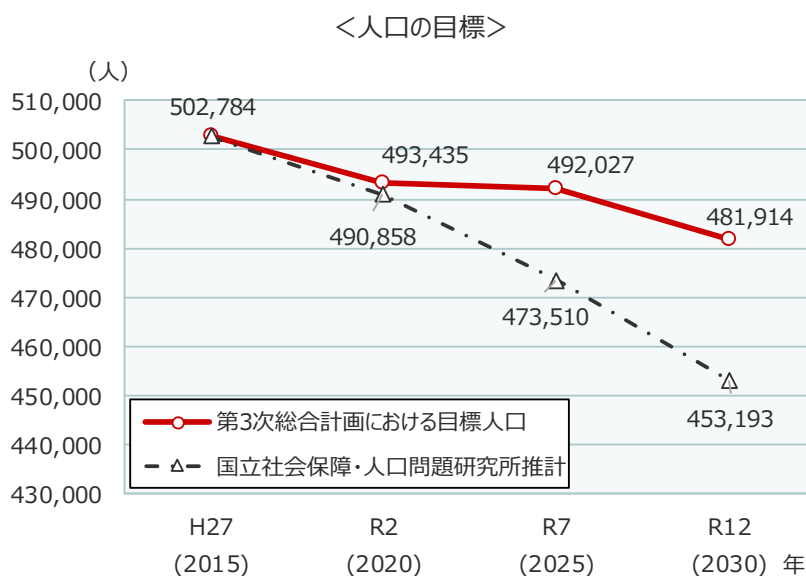
必要なものは何でもつくりだすモノづくりの精神と、ラグビーの持つ団結力やすがすがしさをまちづくりの理念として継承しながら、東大阪市の携わるすべての人の力で「感動創造都市 東大阪」の実現をめざします。

第2節 人口の目標

人口減少対策を推進し、令和12（2030）年に約48万人の人口をめざします

本市の人口は減少傾向にあります。若者・子育て世代の定住促進や出生率の向上に向けた取り組みを推進するとともに、選ばれるまちとなる施策を積極的に展開することにより、本市の将来人口の見通しとして平成28（2016）年3月に策定した「東大阪市人口ビジョン」に定める将来展望に時点修正を加え、令和12（2030）年に約48万人の人口をめざします。

また、将来の定住人口を増やすため、多くの人が働き・学ぶ場としての特徴や、交通利便性、スポーツなど本市の強みを生かし、にぎわいを強化することで、東大阪市を訪れる人（交流人口^{*1}）や、関わりを持つ人（関係人口^{*2}）の増加をめざします。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

用語解説

*1 **交流人口**：その地域を訪れる人口のこと。通勤・通学、買い物、観光など、その地域を訪れる目的は問わない。

*2 **関係人口**：その地域となんらかの形で関わりがある人口。過去に住んでいた人や、勤務していた人、地域への関心を持つ人など。

第3節 土地利用構想

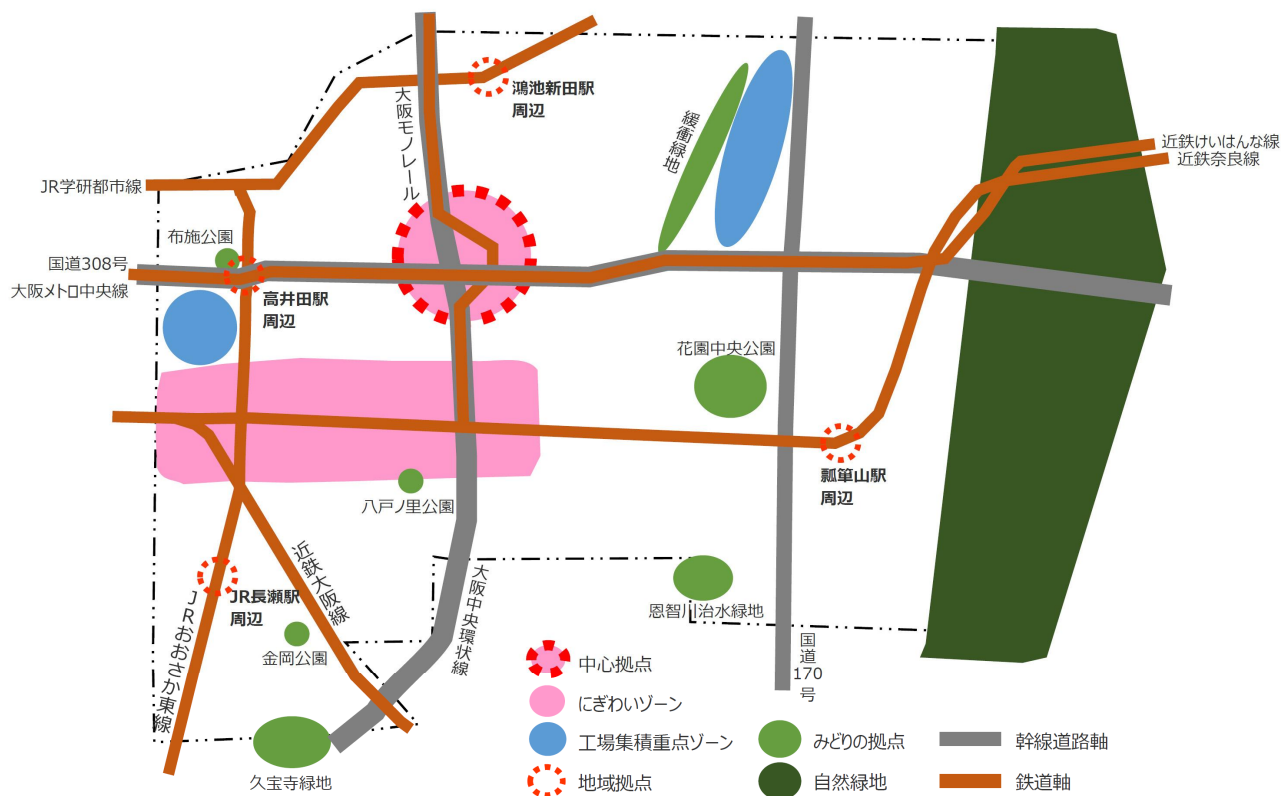
将来都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、土地利用の方向性を定めます。

土地は、市民生活や産業活動を将来にわたって支えるかけがえのない資源であり、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的な土地利用を図っていく必要があります。

本市は、大阪中心部に近接する利便性の高さから、市内の大部分を住宅地が占め、鉄道駅周辺や幹線道路沿道に商業地が、幹線道路周辺を中心に「モノづくりのまち」を代表する工業地が広がっています。市の東側には生駒山の自然が広がるとともに、公園などにより市街地のみどりが形成されています。このような多様な土地利用が見られるなか、住宅地、商業地、工業地それぞれの土地利用の調和を図ることを基本とします。

また、本市は広域交通を担う鉄道網や道路網が形成されており、神戸、京都、奈良などの近隣都市間アクセスだけでなく、新大阪駅へ直結する鉄道が平成31（2019）年に完成し、さらに大阪モノレールの門真市駅から（仮称）瓜生堂駅までの南伸により大阪国際空港に直結するなど、広域都市間アクセスがさらに充実します。このような交通利便性を生かした、快適で魅力・活力あふれるまちづくりをめざすため、土地利用の方向性を次のように定めます。

＜土地利用の方向性＞



土地利用の方向性① にぎわいのある拠点の創出

大阪モノレールの南伸や、既存の行政施設及び商業施設などの集積を生かし、広域や近隣から人が訪れる拠点や、地域住民の日常生活における拠点の形成など、にぎわいのある拠点の創出をめざします。

◆長田・荒本駅周辺エリアを「市の中心拠点」として位置付けます

長田・荒本駅周辺は、東大阪市役所や大阪府立中央図書館、商業施設、業務施設*¹などが立地しています。交通面では、広域交通を担う道路である阪神高速道路東大阪線と国道308号が東西に、府道大阪中央環状線と近畿自動車道が南北に通っており、長田・荒本駅周辺はそれらが交差する地点となっています。鉄道は大阪メトロ中央線、近鉄けいはんな線が東西に通っており、今後、大阪モノレールの南伸に伴い、荒本駅周辺に新しい駅ができるなど、利便性がさらに高まります。

このような状況を踏まえ、長田・荒本駅周辺エリアを「市の中心拠点」として位置付け、市内から人が集まるだけでなく、「関西の中心」として広域・近隣から人が集まる場所となるよう、良好な景観形成及び商業・業務機能の強化、宿泊、飲食をはじめとした来訪者受け入れ環境や居住機能の拡充を図ります。

◆布施から（仮称）瓜生堂駅周辺までの近鉄奈良線一帯を「にぎわいゾーン」として位置付けます

布施から（仮称）瓜生堂駅周辺は、市や国などの行政機関や東大阪市文化創造館、図書館などの文化施設、商業施設などが集積しています。また、（仮称）瓜生堂駅周辺は、大阪モノレール南伸により、新たな交通結節点となります。

このような状況を踏まえ、布施から（仮称）瓜生堂駅周辺までの近鉄奈良線一帯を「にぎわいゾーン」として位置付け、主として市民や近隣都市住民の利便に供するエリアとなるよう、既存の集積機能（行政施設、文化施設、商業・業務施設など）の活用・更新を図ります。

また、鉄道結節点となる駅周辺（布施、永和、（仮称）瓜生堂）では、来訪者受け入れに向けた機能誘導を図ります。特に大阪モノレールのターミナル駅として新たな鉄道結節点となる（仮称）瓜生堂駅周辺は、交通機能を強化するとともに、玄関口としてふさわしい機能誘導を図ります。

◆鴻池新田・高井田・JR長瀬・瓢箪山駅周辺を「地域拠点」として位置付けます

鉄道結節点となる鴻池新田・高井田駅や、駅周辺に行政施設や商業施設があるJR長瀬・瓢箪山駅周辺は、地域の生活における拠点となっています。

これらの駅周辺については、引き続き地域住民の日常生活を支える拠点として、商業施設などをはじめとした生活利便機能の維持を図ります。

用語解説

*1 業務施設：事務所や事業所が入った建築物。

土地利用の方向性② 工業集積地の保全

モノづくりのまちとして、工業集積地の保全をめざします。

本市は「モノづくりのまち」として、主に製造業事業所を中心とした工業地が見られます。工業地には、工業団地のように工場が集積する地域もありますが、住宅と工場が混在する地域も多く見られます。

このような状況を踏まえ、「モノづくりのまち」を維持・継承していくため、加納工業団地とその周辺に広がる工業集積地の保全に努めます。また、高井田周辺で見られる住宅が点在する工業集積地においては、住工共生に配慮した保全をめざします。これらの2地域を「工業集積重点ゾーン」と位置付け、重点的に保全を図ります。

その他の工業集積地においても、事業活動が継続されるよう操業環境の保全に努めます。

土地利用の方向性③ 災害に強く、良質な住宅地の形成

若者・子育て世代をはじめ、あらゆる人が暮らしやすい住宅地となるよう、災害に強く良質な住宅地の形成をめざします。

高度経済成長期の人口急増に伴い形成された密集市街地や、増加傾向にある空き家の発生・放置予防などに取り組み、災害に強い住宅地の形成に取り組みます。また、活用可能な空き家の再生促進や住宅と工場などの土地利用の混在の解消に努めるなど、住環境の改善に努めます。さらに、住宅地の良好な景観の形成や緑化推進を図るとともに、大規模公園などの「みどりの拠点」をはじめとしたレクリエーションの場の充実や、駅周辺の商業施設などをはじめとした生活利便機能の維持を図ります。

4章 重点施策の方針

人口減少社会への対応を踏まえ、将来都市像を実現するため、今後10年間で特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）について、その取り組みの方針を示します。

重点施策 1

若者・子育て世代に選ばれるまちづくり

将来にわたってまちの活力を維持するため、若者・子育て世代から「大阪に住むなら東大阪市」と選んでもらえるまちをめざします。

若者・子育て世代が、自身の希望するライフスタイル^{*1}を送れるように支援し、充実した子育て環境、教育環境、住環境により若者・子育て世代に選ばれるまちづくりに取り組みます。

重点施策 2

高齢者が活躍するまちづくり

高齢化が進むなか、高齢者が地域社会を支える担い手として元気に活躍するまちをめざします。

高齢者が地域や社会のなかで、あらゆる世代の人たちと関わりを維持できるような支援するとともに、これまで培った知識・経験を生かし、就労やボランティア活動などを通じて地域社会を支え、自分らしく活躍するまちをめざします。

重点施策 3

人が集まり、活気あふれるまちづくり

人口減少下においても、市内外から人が多く集まり、活気あふれるまちをめざします。

関西の中心として広域から人が集まる中心拠点の形成や、スポーツや文化芸術活動、観光目的などで東大阪市を訪れる人、関わりを持つ人の増加をめざします。市内の経済活動についても、産学官連携^{*2}や起業支援の強化により、さらなる活性化をめざします。

用語解説

*1 **ライフスタイル**：個々の生活様式、生き方のこと。

*2 **産学官連携**：産（企業）、学（大学等）、官（官公庁）が連携し、新しい技術や製品の開発などを行うこと。

5章 分野別施策の方針

将来都市像の実現に向け、行政として着実に取り組むべき施策（分野別施策）について、各分野における取り組みの方針を示します。

分野1 人権・共生・協働

個人の人権を尊重し、性別や国籍などの違いを超えて、個性や能力を発揮し、共に生き生きと暮らせるよう、多様な人材が地域で活躍する環境を整えるとともに、加速する国際化社会への対応を推進します。また、市民・行政をはじめ、民間企業・大学・団体などのさまざまな主体の参画と協働により、地域への誇りと愛着を育み、魅力ある地域づくりを推進します。

分野2 子ども・子育て

子どもたちが健やかに成長でき、また、安心して子どもを産み、育てることができるよう、妊娠期も含めた子育て支援を充実させるとともに、幼児期からの教育環境の整備、配慮が必要な子どもへの支援、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを推進します。

分野3 教育

子どもたちが豊かな心と健やかな体を育むとともに、確かな学力を向上させ、将来を担う人材として成長していくことができるよう、学習の場や教育環境の充実に取り組みます。また、すべての市民が生涯にわたって学び育ち続けることができるまちづくりを推進します。

分野4 スポーツ・文化・産業

スポーツや文化芸術活動を通じ、生き生きとした人の交流が育まれる、魅力あふれるまちづくりを推進します。また、モノづくりに代表される市内産業の活性化や、地域資源を活用した観光振興を通じ、市内経済の好循環を生み出すとともに、それを支える雇用環境の整備を推進します。

分野5 健康・福祉

保健、医療、福祉の各分野が連携したサービスの充実に努め、すべての市民が住み慣れた地域で支えあい、自分らしい生活が続けることができるまちづくりを推進します。

分野6 都市・環境

より快適で便利な日常生活を実現するため、住宅地・商業地・工業地それぞれの特性を生かした、快適で魅力・活力あふれる都市空間を創出するとともに、誰もが利用しやすい交通環境づくりに取り組みます。あわせて、良好な環境を未来へ引き継ぐため、循環型社会の実現に努めるなど、環境への負荷を減らす取り組みを推進します。

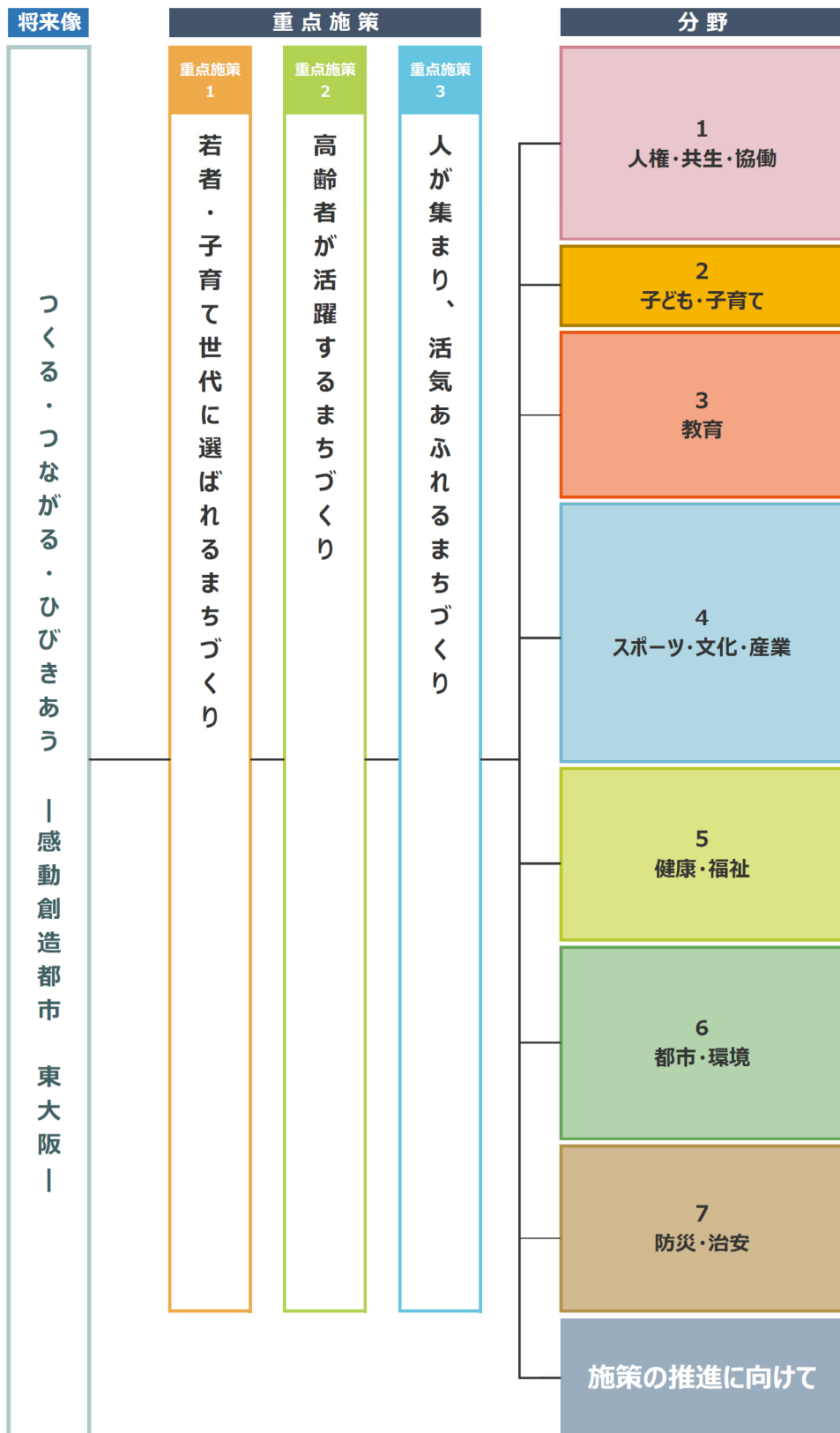
分野7 防災・治安

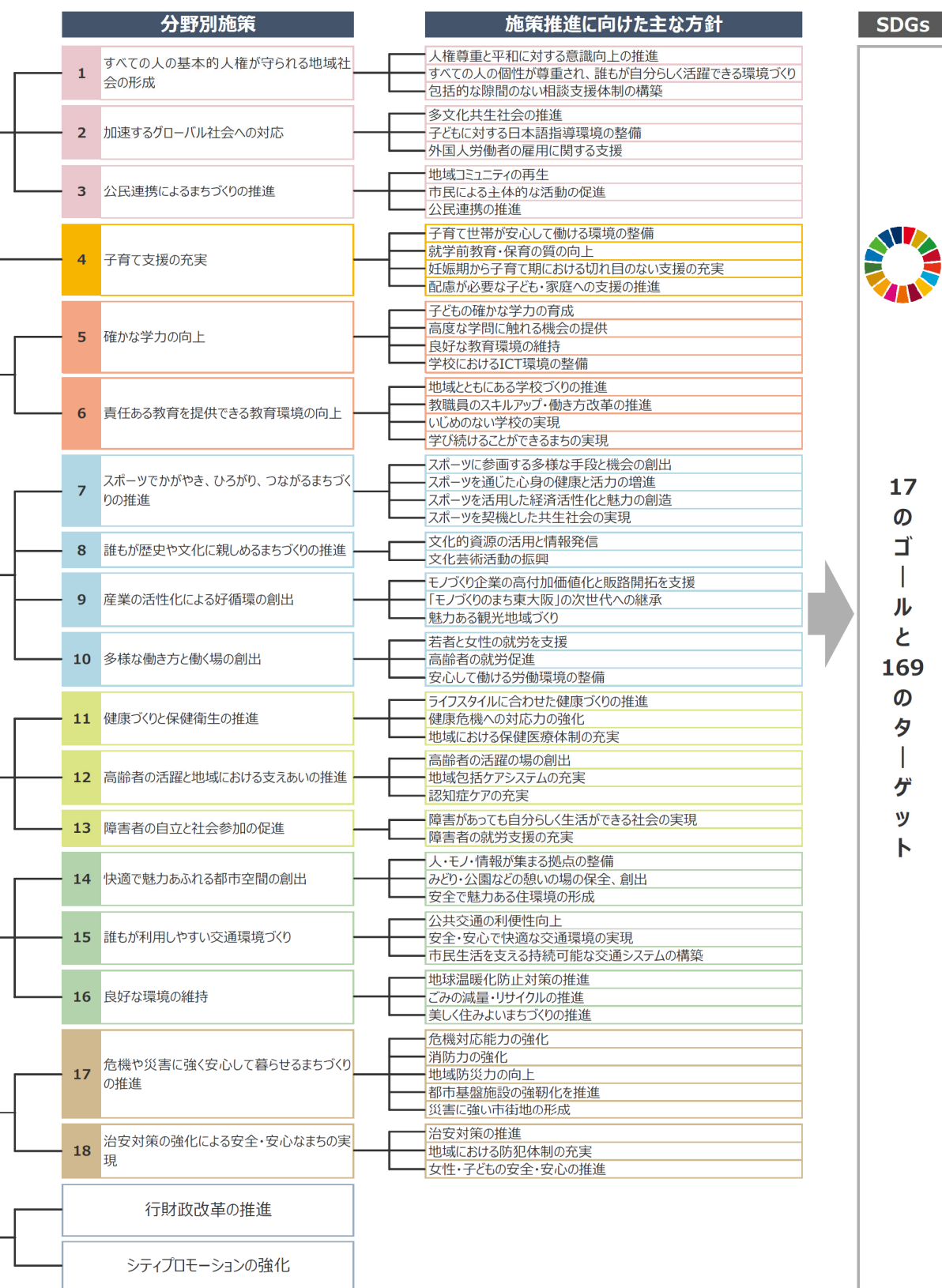
あらゆる自然災害や事件・事故などの危機事象に対して適切に対応し、市民の生命と財産を守るための危機管理体制の構築に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

基本計画

施策体系図	32
基本計画の構成	35
重点施策	36
施策の見方	42
分野1. 人権・共生・協働	44
分野2. 子ども・子育て	50
分野3. 教育	52
分野4. スポーツ・文化・産業	56
分野5. 健康・福祉	64
分野6. 都市・環境	70
分野7. 防災・治安	76
施策の推進に向けて	80
SDGsの一体的な推進について	88

施策体系図





17のゴールと169のターゲット

基本計画の構成

基本計画は、将来都市像である「つくる・つながる・ひびきあう — 感動創造都市 東大阪 —」の実現に向けて実施する、重点施策や分野別施策の内容を示します。また、これらの施策の推進に向けた方向性を示します。

基本計画は、以下の4つで構成します。

①重点施策

人口減少社会への対応を踏まえ、今後10年間で特に重点的に取り組むべき施策について、その内容を示します。

②分野別施策

行政として着実に取り組むべき施策について、その内容を示します。

③施策の推進に向けて

基本計画に位置付ける施策を推進するための基盤として、行財政改革の推進、シティプロモーション^{*1}の強化について示します。

④SDGsの一体的な推進について

本市におけるSDGs^{*2}の推進や、東大阪市第3次総合計画における分野・施策とSDGsにおける17のゴールの関係について示します。

用語解説

*1 シティプロモーション：自治体の知名度やイメージの向上、地域住民の愛着や誇りを形成するためのPR活動のこと。

*2 SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。詳細は、88ページの「SDGsの一体的な推進について」にて解説。

重点施策 1

若者・子育て世代に選ばれるまちづくり



将来にわたってまちの活力を維持するため、若者・子育て世代から「大阪に住むなら東大阪市」と選んでもらえるまちをめざします。

若者・子育て世代が、自身の希望するライフスタイル^{*1}を送れるように支援し、充実した子育て環境、教育環境、住環境により若者・子育て世代に選ばれるまちづくりに取り組みます。

めざすまちの姿①

子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる環境が整っています

◆ 主な取り組みの方向性 ◆

妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援により、自身の希望するライフスタイルに合わせ、安心して自分らしく子育てができる環境を整えます。また、子どもたちが安全で、すこやかに育つことができる地域づくりを進め、子育て世代に選ばれ、定住してもらえるまちをめざします。

子育て支援の充実

子育てを行うなかで自身の希望するライフスタイルを送れるようさまざまな支援を行います。子育てに関する悩みはつきものですが、きめ細かな相談支援体制の充実、情報発信を行うことにより安心して子育てができるよう支援を行います。

子育て環境の充実

安心して子どもたちが生活できる環境づくり、安心できる子どもの居場所づくりを推進します。また、あらゆる心配をすることなく、子どもと一緒に気軽に快適に外出できる、子育て世帯にやさしいまちの形成に取り組みます。暮らしやすさを実感し、ずっと東大阪市に住み続けたいと思えるまちをつくります。

用語解説

*1 **ライフスタイル**：個々の生活様式、生き方のこと。

めざすまちの姿②

子どもたちが豊かに学び、育ち、自分らしく成長できる環境が整っています

◆ 主な取り組みの方向性 ◆

質の高い教育で子どもたちの学ぶ意欲を育み、確かな学力を身につけることにより、子どもたちがいきいきと暮らせるまちをめざします。

学校教育の充実

子どもたちへの教育は、まちの未来を創ることにつながります。子どもたちの将来の夢をかなえるための、「知・徳・体^{*1}」を兼ね備えた教育の充実に取り組みます。基礎的な学力、体力を養うことはもとより、子どもたちのあらゆる可能性を伸ばしていくために、学問、スポーツ、芸術などあらゆる分野での一流の専門家から指導を受ける機会を提供します。その経験を通して個性を伸ばし、それぞれの分野で将来活躍できる人材を育てるための教育を実施します。

めざすまちの姿③

若者がまちに愛着を持って暮らし、個性や能力を発揮して活躍しています

◆ 主な取り組みの方向性 ◆

本市が今後も持続的かつ安定的に行政運営を行っていくためには、定住人口の維持が不可欠です。「大阪に住むなら東大阪市」と選ばれ、東大阪で暮らす人々がそれぞれの個性や能力を発揮し、夢と希望を描きながら活躍できる、次の時代を担う若者にとって魅力あふれるまちをめざします。

魅力あふれるまちづくりの推進

それぞれのライフステージ^{*2}に合わせた、よりよい住環境の形成や多様な働き方に対する支援・情報発信を行うことにより、誰もが能力を発揮し、活躍しながら、将来も住み続けたいと思えるまちをつくれます。

また、住み続けたいまちとしての愛着の醸成、住みたいまちとして選ばれるため、さらには東大阪市ファンを増やすためのシティプロモーション^{*3}を積極的に行い、まちの魅力向上に取り組みます。

用語解説

*1 知・徳・体：「生きる力」を身につけるうえで、重要となる要素。知育・徳育・体育の3育を教育の基本原則とするもの。

*2 ライフステージ：幼年期、青年期、老年期など、いくつかの段階に分けた、人の人生の一つひとつの段階のこと。

*3 シティプロモーション：自治体の知名度やイメージの向上、地域住民の愛着や誇りを形成するためのPR活動のこと。

重点施策 2

高齢者が活躍するまちづくり



高齢化が進むなか、高齢者が地域社会を支える担い手として元気に活躍するまちをめざします。

高齢者が地域や社会のなかで、あらゆる世代の人たちと関わりを続けることができるよう支援するとともに、これまで培った知識・経験を生かし、就労やボランティア活動などを通じて地域社会を支え、自分らしく活躍するまちをめざします。

めざすまちの姿

高齢者がさまざまな場面で自分らしく活躍し、地域社会を支えています

◆ 主な取り組みの方向性 ◆

就労やボランティアの場において、高齢者が自身の知識・経験を生かしながら活躍できるよう支援します。また、日々楽しみや生きがいを持って暮らせるよう、地域と高齢者とのつながりづくりに取り組みます。

● 高齢者の就労支援の充実

高齢者の働く場の開拓や、働きたい高齢者と企業のマッチングを支援することで、高齢者が就労しやすい環境の整備を図ります。

● 地域活動の担い手の育成

地域におけるニーズを幅広く集め、高齢者の希望に応じた活躍の場の提供ができるよう努めます。また、地域活動に触れられる機会を積極的に提供するなど、ボランティア等に取り組みやすい環境づくりを行うことで、高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう支援します。

● 多世代交流による生きがいづくりの促進

子育て世帯を支える担い手として活躍できるよう、高齢者の育児・保育経験を生かした子ども・子育て支援の場での活動を促進します。また、地域の子ども及びその保護者と高齢者との多世代交流を促進することで、高齢者の生きがいづくりにつなげていきます。



人口減少下においても、市内外から人が多く集まり、活気あふれるまちをめざします。



関西の中心として広域から人が集まる中心拠点の形成や、スポーツや文化芸術活動、観光目的などで東大阪市を訪れる人、関わりを持つ人の増加をめざします。市内の経済活動についても、産学官連携^{*1}や起業支援の強化により、さらなる活性化をめざします。

めざすまちの姿①

市内外から多くの人が集まりにぎわう、東大阪市の顔となる拠点が形成されています

◆ 主な取り組みの方向性 ◆

長田・荒本駅周辺エリアを「市の中心拠点^{*2}」として、市内からだけでなく、関西の中心として人が集まる場所となるよう機能拡充を図ります。また、布施から（仮称）瓜生堂駅周辺の近鉄奈良線一帯の「にぎわいゾーン^{*3}」や、花園中央公園におけるにぎわい機能の強化を進めます。

「市の中心拠点」の形成

長田・荒本駅周辺エリアを「市の中心拠点」として位置付け、良好な景観形成及び商業・業務機能の強化、宿泊、飲食をはじめとした来訪者受け入れ環境や、居住機能の充実を図ります。

「にぎわいゾーン」の位置付けと環境整備

布施から（仮称）瓜生堂駅周辺までの近鉄奈良線一帯を「にぎわいゾーン」として位置付け、主として市民や近隣都市住民の利便に供するエリアとなるよう、既存の集積機能（行政施設、文化施設、商業・業務施設^{*4}など）の活用・更新を図ります。

花園中央公園の活用

官民連携手法^{*5}の活用やさまざまなイベントの開催などを通じ、花園中央公園の魅力をより一層高め、市のランドマークとして活性化を図ります。

用語解説

- *1 産学官連携：産（企業）、学（大学等）、官（官公庁）が連携し、新しい技術や製品の開発などを行うこと。
- *2 市の中心拠点：24ページの図を参照。
- *3 にぎわいゾーン：24ページの図を参照。
- *4 業務施設：事務所や事業所が入った建築物。
- *5 官民連携手法：公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法。

めざすまちの姿②

通勤、通学をはじめ、スポーツや文化芸術活動、観光目的などで多くの人が東大阪市を訪れています

◆ 主な取り組みの方向性 ◆

人口減少下においても、まちの活気やにぎわいを生み出すため、学び、働く場としての環境の維持、スポーツや文化芸術活動、地域資源を生かした魅力的な観光コンテンツの創出などにより、交流人口^{*1}と関係人口^{*2}の拡大をめざします。

市内外から人を引きつけるコンテンツと機能の充実

ラグビーをはじめとするスポーツイベントや、東大阪市文化創造館での文化芸術活動・イベントなど、市の強みを生かし、市外からの来訪者も獲得できるコンテンツを充実します。

来訪者が快適に滞在できる環境づくり

宿泊施設や飲食、買い物など、市への来訪者が快適に滞在できる環境整備を促進します。

交通の利便性を生かした快適な移動環境づくり

鉄道網や道路網が発達している強みを生かし、市への来訪者が快適に移動できる環境を整備します。

めざすまちの姿③

多くの企業が集積し、活発な経済活動が行われています

◆ 主な取り組みの方向性 ◆

「モノづくりのまち」、「大学のまち」としての特徴を生かし、産学官の連携を強化することで、知と技術の融合による新たなビジネスモデルが創出される基盤づくりを進めます。また、革新的なアイデアと技術により、新たなビジネスを立ち上げるベンチャー企業^{*3}が多く誕生する風土づくりとして、起業しやすい環境の整備などを行い、活発な経済活動が発展的に営まれるまちをめざします。

産学官連携の強化

企業や大学が多く立地する特性を踏まえ、産学官の連携を強化することで、新たなビジネスが多く誕生する風土づくりを進めます。

起業しやすい環境の整備

起業を促す制度設計や、オフィス設置に関する支援などにより、新たなビジネスを志す若者から起業の場として選ばれるまちをめざします。

用語解説

*1 交流人口：その地域を訪れる人口のこと。通勤・通学、買い物、観光など、その地域を訪れる目的は問わない。

*2 関係人口：その地域となんらかの形で関わりがある人口。過去に住んでいた人や、勤務していた人、地域への関心を持つ人など。

*3 ベンチャー企業：新しいサービス、ビジネスや事業を展開する企業のこと。

東大阪市マスコットキャラクター
トライくん



本庁舎 22 階からの眺め



施策の見方

分野別施策では、個別の施策ごとに関連するSDGs^{*1}の目標や社会状況、東大阪市の現状と今後の取り組みを示すとともに、施策推進に向けた方針、成果指標、関連する個別計画などを示しています。



施策推進に向けた主な方針

方針1
概要

人権尊重と平和に対する意識向上の推進

すべての市民がさまざまな人権問題を自らの問題としてとらえ、理解を深めるため、工夫を凝らした人権啓発活動に取り組みます。また、市民一人ひとりが非核平和の重要性を認識し、後世へ伝えていくため、平和についての啓発活動に取り組みます。

方針2
概要

すべての人の個性が尊重され、誰もが自分らしく活躍できる環境づくり

年齢や国籍、性別、性的指向などにとらわれず、すべての市民が互いの個性を尊重し、職場や家庭、地域において、それぞれの持つ能力を発揮しながら自分らしく活躍できる環境を実現します。

方針3
概要

包括的な隙間のない相談支援体制の構築

虐待、ドメスティック・バイオレンス*⁵、ひきこもり、生活困窮など、複雑多様化する課題への支援を必要とする方々に対し、関係機関が連携し適切に対応できる相談支援体制を構築します。

施策推進に向けた主な方針として、具体的な方針とその概要を示しています。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
人権尊重のまちづくりが進められていると感じる市民の割合	16.9% (2017年度)	50%

施策の実施により達成したい成果を指標として設定したものです。現状値と目標年次におけるめざす目標値を示しています。

関連する個別計画等

- 東大阪市男女共同参画推進計画
- 東大阪市地域福祉計画

関連する個別計画などを示しています。

用語解説

- *1 レガシー：業績や仕組みなど成果の遺産のこと。
- *2 性的マイノリティ：性的少数者のこと。性的指向が同性に向かう同性愛者、性自認において生物学的な性と心の性に違和感を覚える性同一性障害の人などが含まれる。
- *3 パートナーシップ宣誓証明制度：性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する制度のこと。
- *4 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
- *5 ドメスティック・バイオレンス：夫婦や恋人など親密な間柄にある男女（パートナー）間において加えられる身体的・精神的・性的な暴力をいい、女性が被害者の場合が多い。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛を与えることも含まれる。

難しい用語がある場合、その解説をそれぞれの施策の末尾に示しています。

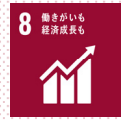
用語解説

*1 SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。詳細は、88ページの「SDGsの一体的な推進について」にて解説。

施策

No. 1

すべての人の基本的人権が守られる 地域社会の形成



施策を取り巻く社会状況

- 人権は、すべての人が幸せに暮らすため、生まれながらにして持っている最も基本的な権利であり、人の暮らしにおけるすべての場面において、最も尊重されるべきものです。
- しかし、人の身体・生命の安全に関わる事象や、同和問題、不当な差別などの人権侵害は今なお起こっています。近年では、インターネット上での誹謗中傷、プライバシー侵害などの事案や、企業などでの長時間労働による過労死、職場や生活環境における各種嫌がらせ（ハラスメント）など、人権を侵害する事案は多様化しており、人権を尊重する意識の向上が引き続き求められます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、外国人や障害のある人などに対する偏見や差別意識を解消し、それぞれの人が持つさまざまな違いを超えて、誰もが安心して生活できるユニバーサル社会を築き、これをレガシー^{*1}として次世代に承継していくことが求められています。
- 平成27（2015）年9月に女性活躍推進法が施行されたことで、女性が社会で働くうえで十分にその能力を発揮し、より一層働きやすい環境の整備を進めることが求められています。
- また、近年では、性的マイノリティ^{*2}を対象としたパートナーシップ宣誓証明制度^{*3}が導入されるなど、個人の性的指向や性自認の多様性に対する理解を深め、すべての人が暮らしやすい社会を実現していくことが求められています。
- 家庭内の暴力や虐待、ひきこもり、生活困窮など、家庭を取り巻く問題は多様化していると同時に、それらの問題が絡み合い、複雑化するケースが増加しています。これらの課題に対し、包括的な相談に応じるとともに、関係機関の適切な連携による課題解決に向けた取り組みが求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市では、「人権尊重のまちづくり条例」に基づき、互いの人権が尊重され、いかなる差別もないまちづくりをめざすために憲法週間、人権尊重のまちづくり強化月間、人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間などに合わせて啓発活動を実施し、市民の人権に関する意識向上に取り組んでいます。また、「平和都市宣言」の趣旨に基づき、非核宣言自治体などとの連携、情報交換を通して、戦争体験のない世代へも、平和と命の大切さを訴える取り組みを効果的に進めていきます。
- 男女共同参画社会^{*4}の実現に向けて、東大阪市男女共同参画条例の理念に基づき、さまざまな施策を進めています。女性のさらなる活躍に向けて、市内企業の女性が働きやすい環境整備や、女性の就業支援、安心して働くための子育て環境の整備などを一体的に進めていきます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

人権尊重と平和に対する意識向上の推進

すべての市民がさまざまな人権問題を自らの問題としてとらえ、理解を深めるため、工夫を凝らした人権啓発活動に取り組みます。また、市民一人ひとりが非核平和の重要性を認識し、後世へ伝えていくため、平和についての啓発活動に取り組みます。

方針2

概要

すべての人の個性が尊重され、誰もが自分らしく活躍できる環境づくり

年齢や国籍、性別、性的指向などにとらわれず、すべての市民が互いの個性を尊重し、職場や家庭、地域において、それぞれの持つ能力を發揮しながら自分らしく活躍できる環境を実現します。

方針3

概要

包括的な隙間のない相談支援体制の構築

虐待、ドメスティック・バイオレンス^{*5}、ひきこもり、生活困窮など、複雑多様化する課題への支援を必要とする方々に対し、関係機関が連携し適切に対応できる相談支援体制を構築します。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
人権尊重のまちづくりが進められていると感じる市民の割合	16.9% (2017年度)	50%

関連する個別計画等

- 東大阪市男女共同参画推進計画
- 東大阪市地域福祉計画

用語解説

- *1 レガシー：業績や仕組みなど成果的遺産のこと。
- *2 性的マイノリティ：性的少数者のこと。性的指向が同性に向かう同性愛者、性自認において生物学的な性と心の性に違和感を覚える性同一性障害の人などが含まれる。
- *3 パートナーシップ宣誓証明制度：性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する制度のこと。
- *4 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
- *5 ドメスティック・バイオレンス：夫婦や恋人など親密な間柄にある男女（パートナー）間において加えられる身体的・精神的・性的な暴力をいい、女性が被害者の場合が多い。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛を与えることも含まれる。

施策

No. 2

加速するグローバル社会への対応



施策を取り巻く社会状況

- 人口減少や少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少が進むことで、各分野での人手不足が深刻になってきています。
- そのようななか、国は、平成30（2018）年6月に発表した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、新たな外国人材の受け入れを拡大するとしました。平成31（2019）年4月には「改正出入国管理法」が施行され、新たな在留資格の創設や、留学生の就職促進、多言語の生活相談対応、日本語教育の充実など、外国人の生活環境整備に取り組むとしました。
- 今後、日本での就労を目的とした外国人の流入が増加することが想定され、その受け入れに向けた労働環境や居住環境、生活環境などの整備が求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市における外国籍住民は、平成30（2018）年12月末現在、1万7,971人で、国籍は73か国にのびります。さまざまな国籍、言語、文化、習慣を持つ人々が居住する本市では、生活に関するさまざまな情報を適切に得られるよう、多言語での情報提供や相談を行う窓口として、多文化共生情報プラザを設置しています。今後さらに外国人労働者の受け入れ拡大が進むことに伴い、市民が自らの国籍にかかわらず、世界各国の文化や歴史を学び、共生についての理解を深めるため、多文化共生情報プラザの機能を拡充するなど、学びと交流の拠点づくりを進めます。
- 学校においては、日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々に応じた日本語適応指導や、生活指導を行っています。日本語指導が必要な児童生徒数は年々増加しており、母国語も多岐に渡るため、十分な指導が行える学習環境の整備を進めます。また、さまざまな国の歴史、文化の違いや、共生への考え方などを積極的に学ぶ、多文化共生社会の実現に向けた教育を充実させていきます。
- 市内企業が外国人労働者を雇用する際、スムーズに受け入れることができるよう、各種制度の概要や受け入れ方法、必要な手続きなどを企業に周知します。また、外国人労働者からの労使問題^{*1}などに関する相談に適切に対応するため、外国語対応による労働相談の充実、強化を図ります。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

多文化共生社会の推進

本市で生活する外国人住民が地域社会のなかで、地域を共に支える住民として活躍できる環境づくりを進め、すべての人にとって暮らしやすい多文化共生社会を構築します。

方針2

概要

子どもに対する日本語指導環境の整備

日本語指導を必要とする児童生徒の学習環境を整備します。

方針3

概要

外国人労働者の雇用に関する支援

外国人労働者を受け入れる市内企業に対し、雇用の適正化を促進するための支援を行います。また、外国人労働者の雇用により生じる労使間のトラブルや、疑問などの解決に向けた取り組みを進めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
外国人住民と日本人住民がともに暮らしやすいまちだと思える市民の割合	—	30%

関連する個別計画等

- 東大阪市外国籍住民施策基本指針

用語解説

*1 労使問題：労働者と使用者（雇用主）との間で生じる各種問題のこと。

施策

No. 3

公民連携によるまちづくりの推進



施策を取り巻く社会状況

- 社会や家族のあり方の変化により、家族や親族などに頼る自助の力が弱体化しています。また、地域活動の担い手の高齢化や自治会加入率の低下などに伴い、共助の力も弱体化が進んでいます。
- 一方、企業では社会的責任として取り組む社会貢献活動だけでなく、社会的な課題に対し、自社の事業を通して積極的に解決していこうとする考え方が広まっています。行政や地域の課題が複雑多様化していることから、行政とは異なる民間企業などの視点を取り入れる必要性が今まで以上に高まっています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市においても単身世帯、共働き世帯の増加や地域活動に関心の低い層の増加により、自治会加入率が低下するとともに、地域活動の担い手の高齢化が進んでいることから、地域活動の担い手が不足しています。こうした地域のつながりの希薄化が進むなかでも持続可能な地域コミュニティを形成していくため、市民がさまざまな市民活動に参加しやすい環境づくりを行うとともに、自発的かつ持続的に地域を運営できるよう支援します。
- 複雑多様化する行政や地域の課題に対応するため、企業や大学、市民などのさまざまな主体と協働して効果的に取り組みを進める必要があります。企業や大学、行政、市民にとってメリットのある公民連携^{*1}手法を取り入れることにより、行政や地域の課題の解決や質の高い行政サービスの提供につなげていきます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

地域コミュニティの再生

若者・子育て世代が地域への関心やまちへの愛着を持つことができるような取り組みを進めるとともに、現役世代の頃から可能な範囲で地域との関わりを持つことで、将来の地域活動の担い手として活躍できるよう支援します。

方針2

概要

市民による主体的な活動の促進

市民がまちで行われている市民活動を知り、興味を持ち、まちへの愛情を育み、まちづくりに関わっていただけるよう取り組みます。また、地域活動団体や活動に関心のある市民への支援を通して、市民主体の地域づくりを促進します。

方針3

概要

公民連携の推進

企業や大学も含めた、地域に関わるさまざまな主体が協働することで、身近なまちの課題を効果的に解決できる取り組みを進めます。また、企業や大学、市民と行政がそれぞれの強みを生かし、連携して社会課題の解決を図ることで、企業価値の向上や研究成果の社会還元、きめ細かな市民サービスの提供につなげていきます。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
民間事業者等との（包括・事業） 連携協定数	58件 （2018年2月時点）	120件

関連する個別計画等

- なし

用語解説

*1 **公民連携**：行政や地域が抱える社会課題の解決、市民サービスの向上のために、「公」と「民」がお互いの強みを提供し合い、win-winとなる関係を築きながら、市民にとってもメリットのある連携を行うこと。

施策

No. 4

子育て支援の充実



施策を取り巻く社会状況

- 未婚率は男女ともに上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。さらに、結婚した夫婦からの出生児数も減少傾向にあるため、少子化が進んでいます。
- 一方で、25歳から44歳の女性就業率の上昇に伴い、保育の利用申込者数も年々増加しています。
- 就学前教育・保育施設においては、3歳児以上の幼児教育の共通化が図られ、就学前教育・小学校・中学校・高校へと続く「学びの連続性」や「学力向上」がさらに着目されています。
- 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的とする「子育て世代包括支援センター」の設置が進められています。
- 平成27（2015）年時点で、全国の子どもの貧困率^{*1}は13.9%となっており、ひとり親世帯に限ると50.8%にも上ることから、ひとり親家庭をはじめとした子どもの貧困対策が急務となっています。
- 全国の児童虐待相談件数は年々増加しています。最も身近な場所である市町村には、子どもやその保護者に寄り添って、支援を行う役割が求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市においても、就学前教育・保育の利用を希望する子どもの低年齢化や子育て世帯における働く女性が増加していることから、就学前児童や小学生に対する保育の需要が高まっています。
- 市内には幼稚園や保育所のほか、認定こども園^{*2}などさまざまな施設があります。どの施設を利用しても質の高い教育・保育を提供していけるよう、市内の就学前教育・保育施設の教職員・保育士の質の向上を図ります。
- 子どもやその保護者の子育てなどに関する相談を受け、適切な情報提供や地域のさまざまな関係機関などへコーディネートする役割として、子育てサポーターを配置しています。また、平成31（2019）年4月に子育て世代包括支援センター（はぐくむ）を開設し、保健師と子育てサポーターが協力しながら支援を行っています。
- ひとり親家庭の自立を促進するために、相談支援などの機会を通して就労支援や生活支援、子どもへの支援などの各種制度に関する情報提供を行っています。今後は、相談業務のスキルアップや関係機関との連携、ワンストップサービス^{*3}による情報提供や支援に努める必要があります。
- 本市における虐待相談件数は全国と同様、年々増加しています。専門的な相談対応などを行うため、体制整備や人材育成などに取り組みます。
- 障害などにより支援を必要とする子どもの数は、就学前の教育・保育施設や小学校、中学校において増加傾向にあります。多様化する子どもの個々の発達特性や、障害の特性に応じた支援の質を向上させ、関係機関と連携しながら専門的な相談支援を充実させます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

子育て世帯が安心して働ける環境の整備

子育て世帯が安心して働けるよう、保育施設や留守家庭児童育成クラブの環境整備を図り、子どもたちの居場所の確保に努めます。

方針2

概要

就学前教育・保育の質の向上

公立・私立、あるいは幼稚園・保育所といった施設の区分にかかわらず、就学前教育・保育の質を向上させ、小学校教育との円滑な接続を図ります。

方針3

概要

妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の充実

妊娠期から子育て期にかけての保護者の負担・不安を軽減するため、保健師や子育てサポーターによる子育て相談などの切れ目のない支援を行います。

方針4

概要

配慮が必要な子ども・家庭への支援の推進

障害のある子どもやひとり親家庭、生活困窮世帯、養育に不安や困難を抱える家庭など、配慮が必要な子どもや家庭に対し、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
保育施設における待機児童数	137人 (2019年度)	0人
留守家庭児童育成クラブに希望どおり入会できた児童の割合	97.5% (2019年度)	100%

関連する個別計画等

- 東大阪市子ども・子育て支援事業計画
- 東大阪市ひとり親家庭自立促進計画
- 東大阪市子どもの未来応援プラン

用語解説

- *1 **子どもの貧困率**：日本における「子どもの貧困」とは、相対的貧困の状態です。暮らす18歳未満の子どもの生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分以下しか所得がない状況で生活している状況のことを指す。
- *2 **認定こども園**：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。
- *3 **ワンストップサービス型**：複数の担当にまたがっていた手続きを、一度にまとめて行えるサービスのこと。

施策

No. 5

確かな学力の向上



施策を取り巻く社会状況

- 子どもたちが、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるため、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を身につけることが求められています。
- これからの社会を見据え、基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力を、すべての児童生徒が習得できるよう、新学習指導要領^{*1}の着実な実施が求められています。
- 市町村の学力向上に向けた取り組みやその結果が、「住みたいまち」として選ばれるための大きな要因の1つと考えられています。公教育^{*2}の充実が今後ますます求められています。
- 公立学校施設については、全国的に老朽化が深刻な問題となっており、安全面や機能面の改善を図ることが課題となっています。その対策として、国では、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、従来のように建て替えるのではなく、安全性・機能性を確保しつつ、コストの縮減が可能な「長寿命化」を推進しています。
- Society5.0^{*3}という新たな時代に対応するためには、ICT^{*4}を基盤とした先端技術や、そこから得られる教育ビッグデータ^{*5}を効果的に活用することで、子どもの力を最大限に引き出し、一人ひとりの能力や適性に応じた学びを実現させていくことが求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- これまで、子どもたちの確かな学力を育成するため、各小学校・中学校の学力担当者を中心とした組織的な取り組みによる授業改善、スクールサポーター^{*6}を活用した放課後学習などに取り組んできましたが、全国学力・学習状況調査や東大阪市標準学力調査などの結果から、理由や根拠をもとに自分の考えを書き力などに課題が見られます。今後は主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決するための礎となる学力の向上を推進します。
- 本市には4つの大学が位置し、また、大阪大学大学院医学系研究科及び医学部付属病院と健康・医療分野について連携協定を結んでいることなどにより、最先端の学問に触れる機会に恵まれています。また、世界に誇れる技術を有したモノづくり企業が身近に存在するため、世界をけん引する技術に接する機会にも恵まれています。今後時代がさらに変化しても、子どもたちの将来の夢をかなえる手助けとなるよう、学習の場において、子どもたちが生きた知識を身につけ、子どもたちのやる気を引き出し、学習に興味を持つための環境づくりを進めます。
- 本市の学校施設は、その約79%が築40年を経過し、老朽化が進んでいます。学校施設は児童生徒の学習の場であると同時に一日の大半を過ごす生活の場でもあります。これまで、校舎や体育館の耐震化、トイレの洋式化、教室の空調整備を実施してきた一方で、全体的な学校施設の老朽化対策は実施しておらず、老朽化対策は喫緊の課題となっています。また、授業やクラブ活動に加え、災害時には避難所としても使用される体育館の暑さ対策が課題となっています。今後、将来を見据えた計画的な学校施設の整備、充実を図ります。
- これまで、市内小学校・中学校の全普通教室へ電子黒板を設置し、ICTを活用した学習環境を整備してきました。今後は、児童生徒が1人1台のタブレット型コンピューターを使える環境を実現するとともに、その学習効果を最大化するため、教員のICT活用指導力の向上に向けた研修の充実、教材の共用化を進めます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

子どもの確かな学力の育成

これからの社会に生きる子どもたちに求められる確かな学力を育成します。基礎的・基本的な知識の確実な習得を図るとともに、課題解決のための思考力・判断力・表現力を高める教育を推進します。

方針2

概要

高度な学問に触れる機会の提供

大学などと連携し、小中学生が高度な学問に触れる機会を提供します。本市が最先端の研究の場とつながっている大きな強みを生かし、最先端の研究に触れることができる施設見学や、体験学習を通して子どもたちの学ぶ意欲を高め、激しい時代の変化に柔軟に対応することができる次世代を担う人材を育成します。

方針3

概要

良好な教育環境の維持

長寿化計画に基づき、学校施設を計画的に改修します。また、学校体育館の暑さ対策に取り組めます。

方針4

概要

学校におけるICT環境の整備

児童生徒一人ひとりへのタブレット型コンピューターの配備などICT環境を整備します。また、教員のICT活用指導力の向上に取り組み、整備されたICT環境を最大限に活用します。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
全国学力・学習状況調査平均正答率の対全国比	小学校 90% 中学校 92% (2019年度)	小学校 105% 中学校 105%

関連する個別計画等

- 東大阪市教育行政に関する大綱
- 東大阪市学校施設長寿化計画
- 東大阪市教育施策アクションプラン

用語解説

- *1 **新学習指導要領**：全国どの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程の基準で、平成29・30年に改訂されたもの。
- *2 **公教育**：公の性質をもつ教育のこと。
- *3 **Society5.0**：我が国がめざすべき未来社会の姿として国が提唱するもの。これまでの狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」。人工知能（AI）の活用や、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題の克服をめざす。
- *4 **ICT**：Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のこと。
- *5 **教育ビッグデータ**：学習履歴や学習評価、行動記録などのデータのこと。
- *6 **スクールサポーター**：市立学校園におけるさまざまな課題に対する人的支援を行う職員のこと。

施策

No. 6

責任ある教育を提供できる教育環境の向上



施策を取り巻く社会状況

- 学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入が進んでいます。コミュニティ・スクールでは、学校と地域でビジョンや課題を共有しながら、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるため、推進体制の構築をはじめ積極的な取り組みが求められています。
- 経験年数の浅い教職員が増加しているなか、学習指導要領の改訂に伴う授業方法や内容の変化などに対応するための実践的な研修などによる教職員の資質向上が求められています。また、働き方改革を進めることで、教職員に過重な負担がかからない仕組みを作ることが求められています。
- いじめは未だ全国的に問題となっており、近年では心身に大きな被害を受けるなどの「重大事態」に発展するケースが増加しています。また、スマートフォン、SNS^{*1}の普及など情報化社会の進展によりSNSを通じてのいじめが年々顕著になっています。いじめは絶対に許されない行為であり、いじめ発生時には問題を解決するための適切な対策を行うことが求められています。
- 人口減少と少子高齢化時代の新しい地域づくりに向け、一人ひとりの生涯にわたる学びの支援や市民相互のつながり、地域の持続的発展を支える取り組みを進めることが求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 学校運営においては、保護者や地域との連携は不可欠であり、地域とともに学校運営の改善を進めることが必要です。地域に開かれた学校づくりを進めていくためにコミュニティ・スクール導入に向けた取り組みを進めます。
- 市内の学校に勤務する教職員の経験年数や年齢層には偏りがあり、教職員がノウハウを共有することが難しくなっています。そのため、教職員一人ひとりのキャリアに応じた資質・能力の向上につながる研修を充実させます。また、充実した授業を提供するためには児童生徒と向き合う時間や学習の準備に費やす時間の確保が重要であり、そのために教職員の働き方を改善するための取り組みを進めます。
- いじめ問題に関する学校園における実践事例などの収集・公開により、教育委員会・学校園におけるいじめ対策の改善・充実を図ることが必要です。関係機関や地域、保護者との連携により、子どもたちが安心して通学し学習できる学校環境を整えます。
- 誰もが生涯学習をより身近で豊かなものとして感じることができるよう、スポーツや健康づくり、ボランティアなどあらゆる分野の学習機会の情報発信を進めています。市民が生涯を通して学び、得た知識をこれからのまちづくりに生かすことを支援します。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

地域とともにある学校づくりの推進

地域との連携強化を図り、地域とともにある学校づくりをめざします。

方針2

概要

教職員のスキルアップ・働き方改革の推進

子どもたちの確かな学力と豊かな人間性を育むため、教職員のキャリアに応じたスキルアップを行います。また、学校が質の高い教育を提供し続けられるよう教職員の働き方改革を推進します。

方針3

概要

いじめのない学校の実現

いじめ問題の未然防止や早期発見、早期対応など、学校・家庭・地域がいじめ問題に適切に対応するための指導体制や支援体制を充実させます。

方針4

概要

学び続けることができるまちの実現

人生のどのようなステージにおいても、学び、育つことは大きな喜びや充実感、生きがいにつながります。学びたい人を支援し、学んだ成果を地域のまちづくりに役立てるための取り組みを推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められていると感じる市民の割合	22.8% (2017年度)	45%

関連する個別計画等

- 東大阪市教育行政に関する大綱
- 東大阪市学校教育基本目標・重点目標
- 東大阪市教育施策アクションプラン
- 東大阪市生涯学習推進計画

用語解説

*1 SNS：Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

施策

No. 7

スポーツでかがやき、ひろがり、つながる まちづくりの推進



施策を取り巻く社会状況

- スポーツ基本法において、スポーツは世界共通の人類の文化として位置付けられており、スポーツを通して幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であると規定されています。
- 特に近年、スポーツが持つさまざまな分野への有用性が注目されており、国の第2期スポーツ基本計画では、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」といったさまざまな形で、より多くの人が積極的にスポーツに親しみ、その価値を享受することができる環境を整えるものとされています。
- 国民の健康意識の向上や、国際的なスポーツ大会の開催によるスポーツへの関心の高まりを受け、スポーツ関連産業の成長が期待されており、その市場規模の拡大を加速するため、スポーツ用品や健康産業、スポーツツーリズム^{*1}など、多分野にわたって経済を活性化させるための活動が官民双方において活発化しています。
- ラグビーワールドカップ2019日本大会が全国で大きな盛り上がりを見せ、ラグビー競技に対する関心が大きく高まっています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 平成3（1991）年より「ラグビーのまち」を標榜する本市では、東大阪市花園ラグビー場がラグビーワールドカップ2019日本大会の会場となり、世界トップレベルの熱戦が繰り広げられました。国際大会の基準に適合する施設として改修し、生まれ変わった東大阪市花園ラグビー場を拠点として、日本全国、世界各国から多くの人が観戦に訪れた、熱気冷めやらぬ「ラグビーのまち」としてのレガシー^{*2}を生かしたまちづくりを進めます。
- また、本市では平成31（2019）年3月に「東大阪市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツの持つ魅力と価値を多角的にとらえ、地域課題解決のツールとして積極的に活用していくこととしています。
- 市民の健康や生きがいづくり、スポーツ関連商品の消費拡大やスポーツツーリズムの振興などによる地域経済の活性化、そして障害の有無にかかわらず楽しむことができるウィルチェアスポーツ^{*3}を通じた共生社会の実現など、スポーツが今後の本市のまちづくりを進めるうえで果たす役割は大きいことから、市民や事業者がスポーツに参画する多様な手段と機会を創出しながら、「スポーツのまち」としてのブランドを確立していきます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

スポーツに参画する多様な手段と機会の創出

誰もが気軽にスポーツを「する」機会を提供するとともに、プロの競技団体との連携などを通して、トップレベルのスポーツを「みる」、「ささえる」など、スポーツに対し多角的に参画する機会の創出を図ります。

方針2

概要

スポーツを通じた心身の健康と活力の増進

健康寿命^{*4}の延伸や医療費の抑制など、健康分野におけるスポーツの有用性に着目し、スポーツを通じた心身の健康と活力の増進に寄与する取り組みの拡大を支援します。

方針3

概要

スポーツを活用した経済活性化と魅力の創造

スポーツツーリズムの振興など、スポーツに関連する産業の好循環を促し、地域経済の活性化を推進します。また、ラグビーをはじめとする多様なスポーツを通じたまちづくりを進め、「スポーツのまち」としてのブランド力を強化します。

方針4

概要

スポーツを契機とした共生社会の実現

障害の有無や年齢、性別などにかかわらず皆が一緒に楽しめるスポーツとしてウィルチエアースポーツを推進し、ユニバーサルデザイン^{*5}のまちづくりや心のバリアフリー^{*6}を普及させ、誰もが暮らしやすい共生社会の実現をめざします。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
成人のスポーツ実施率	43% (2019年度)	65%

関連する個別計画等

- 東大阪市スポーツ推進計画

用語解説

- *1 **スポーツツーリズム**：スポーツ観戦や、地域の自然環境を活用したアウトドアレジャー、マリンスポーツなどのスポーツ資源と、ツーリズム（観光）を融合する取り組みのこと。
- *2 **レガシー**：業績や仕組みなど成果的遺産のこと。
- *3 **ウィルチエアースポーツ**：車いすスポーツのこと。年齢や障害の有無に関係なく、誰もがともに楽しめるスポーツ。
- *4 **健康寿命**：WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。
- *5 **ユニバーサルデザイン**：障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
- *6 **心のバリアフリー**：さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

施策

No. 8

誰もが歴史や文化に親しめる まちづくりの推進



施策を取り巻く社会状況

- 平成29（2017）年6月、文化芸術基本法が施行されました。文化芸術は人々の創造性を育み、相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであるとともに、年齢、障害の有無、経済状況などにかかわらず、誰もが文化芸術を創造し、享受できる環境を整備しなければならないとされています。
- 平成31（2019）年4月に文化財保護法が改正され、地域の文化財の総合的な保存・活用が文化財保護制度の柱と位置付けられました。文化財に関する地域計画などの策定を通して、地域社会全体で文化財を継承・活用していくことが求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市では、令和元（2019）年9月、魅力ある新たな文化芸術の創造及び発信の拠点として東大阪市民文化創造館を開設したほか、東大阪市民美術センターにおいては、特別展をはじめ、文化団体や大学生との協働による取り組みなどさまざまな文化芸術に触れる機会や、市民による文化芸術の発信機会を提供しています。今後、あらゆる市民が文化芸術を鑑賞し、活動し、創造できる環境づくりを進めます。
- 観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他のあらゆる施策に文化の視点を生かしていきます。また、地域の文化的資源を有効に活用し、発信していくことで、市民の文化に対する関心をより一層高めていきます。
- 本市には、重要文化財である鴻池新田会所や河内寺廃寺跡などの国指定文化財をはじめとする130以上の文化財が法律や条例により指定・登録されています。これらの文化財を後世に伝えていくとともに、市内の文化財施設を有効に活用し、本市の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、郷土への愛着を育んでいきます。
- 本市が収蔵する古文書史料はデジタルデータ化による保存を進めており、本市の歴史を明らかにする重要な史料として活用していくため、引き続きデジタルデータ化を進めていきます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

文化的資源の活用と情報発信

市内のあらゆる文化施設、歴史、自然、人材といった地域の文化的資源を活用し、市民がさまざまな文化芸術や、歴史に触れる機会を創出します。また、それら本市文化の魅力に関する情報を効果的に発信します。

方針2

概要

文化芸術活動の振興

東大阪市文化創造館をはじめとする文化施設を拠点として、文化芸術の鑑賞や活動、発表など、あらゆる市民が文化芸術に触れる機会の充実を図ります。また、それらの活動に多くの市民が触れることを通じ、市民相互の文化的交流を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
文化施設の稼働率	市民美術センター展示室 88%	市民美術センター展示室 100%
	文化創造館ホール 開館前	文化創造館ホール 50%
	文化創造館創造支援室 開館前 (2018年度)	文化創造館創造支援室 55%

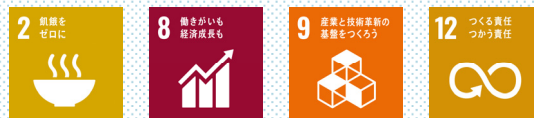
関連する個別計画等

- 東大阪市文化政策ビジョン

施策

No. 9

産業の活性化による好循環の創出



施策を取り巻く社会状況

- 国内における製造業は、国内総生産^{*1}において2位を占め、これまでの日本経済を支えてきました。しかし、グローバル化が進展し、海外との価格競争が激しくなるなか、とりわけ中小企業においては、人材不足や、事業承継問題など、さまざまな課題を抱えています。
- インターネットの急速な普及や消費者ニーズの多様化が進み、購買手法や流通の仕組みが大きく変化しています。
- 全国的な人口減少を見据え、交流人口^{*2}を拡大することで、定住人口が減少することに伴う経済規模の縮小を食い止めていく必要があります。特に地域資源を活用する観光分野は関連する産業の裾野が広く、大きな経済効果が期待できることから、観光振興による交流人口の拡大が、地域活性化に大きく寄与するものと考えられています。また、観光客を誘致するための取り組みを通して、地域の事業者や住民自身が自らの地域の持つ魅力を再認識することにつながり、結果として事業者の定着や、住民の定住促進も図られるという効果も期待されます。
- 訪日外国人観光客（インバウンド）は平成25（2013）年に1,000万人を突破して以降、平成28（2016）年には2,000万人、平成30（2018）年には3,000万人を突破するなど、急速な伸びを見せています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、令和7（2025）年の大阪・関西万博、さらにはIR^{*3}の立地などにより、今後もインバウンドの増加や、それに伴う経済波及効果は相当に期待されます。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市は多種多様な中小企業が集積する「モノづくりのまち」であり、本市における就業者の1/4は製造業従事者であるなど、製造業は本市の産業を支える存立基盤です。しかし、海外との価格競争や後継者不足・人材不足などにより、本市内の製造業事業所数はピーク時の6割程度まで減少しています。
- 産学官連携^{*4}による新たな高付加価値製品の開発や、海外展開を見据えた販路開拓などの取り組みにより、モノづくり企業の操業を支援するとともに、「東大阪市住工共生のまちづくり条例」に基づき、モノづくり企業の操業環境の保全に取り組みます。また、企業の後継者不足の解消に向け、事業承継に関する支援を強化します。
- 市内の買い物のしやすさについては、市民意識調査における市民満足度は高く、今後も買い物しやすい環境を維持していくため、商店街の活性化や、個店にフォーカスする新たな視点での施策を展開します。
- 大型ホテルの進出や、民泊の増加などにより、宿泊施設の供給が拡大されることから、宿泊者の消費を促します。また、東大阪市花園ラグビー場や東大阪市文化創造館で開催されるイベントなどへの集客が見込まれる機会に、来訪者の滞留時間を拡大するとともに、地域内消費に結びつけます。
- 多種多様なモノづくり企業や、ラグビーをはじめとするスポーツコンテンツ、下町情緒あふれる商店街、歴史や文化的資源など、特色ある観光資源を効果的に活用していきます。
- 本市の都市農業において、市内の就農者数は年々減少傾向にあります。農地空間は都市に潤いをもたらすとともに、地域の魅力を高めていく資源であることから、今後も農地の保全・活用に取り組みます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

モノづくり企業の高付加価値化と販路開拓を支援

モノづくり企業の新技術・新製品の開発を支援し、市内企業製品の高付加価値化を促進します。また、市内製造業の優れた技術や製品をPRできる場の提供や、新たなビジネスチャンスの創出により、市内企業の販路開拓を支援します。

方針2

概要

「モノづくりのまち東大阪」の次世代への継承

モノづくり企業の操業環境を保全するため、産業振興と都市計画を組み合わせた総合的な施策を展開するとともに、「モノづくりのまち」への理解を深めるための取り組みを実施します。また、新規事業者や後継者育成、事業承継に対する支援を行います。

方針3

概要

魅力ある観光地域づくり

事業者や市民が主体となり、本市の特色や地域資源を生かした観光プログラムを開発し、定着させることで、さまざまな観光ニーズに対応した着地型観光を推進します。また、宿泊施設やイベント主催者、交通事業者などと連携し、市内の観光情報を積極的に発信します。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
従業員一人当たりの粗付加価値額*5	874万円 (2017年)	950万円

関連する個別計画等

- 東大阪市商業振興ビジョン
- 東大阪市観光振興計画

用語解説

- *1 国内総生産：GDP（Gross Domestic Product）。国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額のこと。
- *2 交流人口：その地域を訪れる人口のこと。通勤・通学、買い物、観光など、その地域を訪れる目的は問わない。
- *3 IR：Integrated Resortの略。統合型リゾートのこと。民間事業者がホテルやレストラン、ショッピングモール、エンターテインメント施設、国際会議場・展示場、カジノ等の施設を一体的につくり、運営を行う。
- *4 産学官連携：産（企業）、学（大学等）、官（官公庁）が連携し、新しい技術や製品の開発などを行うこと。
- *5 粗付加価値額：事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のこと。

多様な働き方と働く場の創出



施策を取り巻く社会状況

- 国は、「一億総活躍社会^{*1}」の実現に向けて、働き方改革関連法を整備し、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などの対応を企業に求めています。
- 近年は女性と高齢者の労働参加が進んでいます。また、障害者についても、法定雇用率が段階的に引き上げられ、実雇用率が上昇しています。企業には、改正入国管理法による外国人材の受け入れなど、今後ますます多様な人材の活用が求められます。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 労働力人口が減少するなか、中小のモノづくり企業が多くを占める市内企業に対し、多様な人材を確保する機会を提供していきます。
- 雇用・就労形態の多様化が進み、労使問題^{*2}はさまざまな形で顕在化しています。専門の労働相談員による労働相談や、事業者などに対し、労働関係法令を遵守するよう啓発するなど、労使双方に適切に対応します。
- 働く意欲がありながら、就労を妨げるさまざまな要因を抱える就職困難者の雇用創出と就労支援に取り組みます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

若者と女性の就労を支援

ハローワークなどの関係機関と連携しながら、学生を含む若者や子育て中の女性などに対して、きめ細かな就労支援を行い、モノづくり企業を始めとする市内企業への就職に結びつけていきます。

方針2

概要

高齢者の就労促進

高齢者の豊かな経験や技術を掘り起こし、企業とのマッチングを行うなど、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに取り組みます。

方針3

概要

安心して働ける労働環境の整備

誰もが安心して働ける労働環境を実現するため、専門の労働相談員による労働相談や、さまざまな就業支援関係機関と連携するなど、総合的に支援します。また、事業者などに対し、就職差別や、職場におけるさまざまなハラスメントをなくし、人権が尊重されるとともに、法令が遵守される労働環境づくりを推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
25歳～64歳の女性の就業率	59.1% (2015年)	65%
60歳～74歳の就業率	39.3% (2015年)	43%

関連する個別計画等

- 東大阪市男女共同参画推進計画

用語解説

- *1 一億総活躍社会：女性が輝き、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も、誰もが生きがいを感じられる社会のこと。
- *2 労使問題：労働者と使用者（雇用主）との間で生じる各種問題のこと。

健康づくりと保健衛生の推進



施策を取り巻く社会状況

- 偏った食生活や運動不足などが原因となって発症する生活習慣病は、日本人の死因の半数以上を占めています。生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドローム^{*1}に着目した健診の実施や、生活習慣病の発症リスクが高い人への支援などを進めています。特に高齢者については、要介護状態に至る前段階であっても、いわゆるフレイル状態^{*2}になりやすい傾向があるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応が必要とされています。
- 自殺者数が全国で約2万人である現状を踏まえ、こころの健康づくりへの取り組みが求められています。
- 食をとりまく環境変化や国際化などに対応し、食品の安全を確保するため、平成30（2018）年に食品衛生法が改正されました。広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握などを的確に行うこととされています。また、近年、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症等が発生するとともに、グローバル化の進展により人・モノが活発に移動していることから、国境を越えて国際社会全体に感染が拡大する事態が発生しやすくなっています。
- 団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築するため、都道府県において「地域医療構想^{*3}」を策定しています。また、将来的な人口減少に伴う医療人材の不足や、医師偏在対策についても検討が進められています。
- 高齢化の進展で年間の死亡数が増えているため、火葬場不足が深刻化しています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 国民健康保険の特定健診受診率が大阪府平均に比べて低いことや、病気が進行してからの受診・治療が多いことを踏まえ、健康づくりに関心を持つ市民を増やすとともに、健康づくりの習慣づけに取り組みます。
- 精神疾患については、知識や理解の不足などから早期治療につながっていないといわれています。自殺の大きな要因の1つとなっている精神疾患に関する知識の普及啓発など、関係機関と連携し、こころの健康づくりに取り組みます。
- 本市では、今後国際的なスポーツ大会の開催や外国人労働者の流入増加、市内企業の海外へのビジネス展開などが想定されます。海外との交流が活発化することにより、海外から持ち込まれる感染症の拡大リスクが高まる懸念があります。緊急性の高い感染症や食中毒などが発生した場合に、感染拡大防止、医療の提供を迅速かつ的確に行えるよう、関係機関との連携体制の強化を図ります。
- 市立東大阪医療センターは、地域医療の充実を図る病院として、より一層の医療の質の向上をめざします。医師不足が著しい小児救急医療体制の維持・確保に努めます。
- 市内7斎場はいずれも老朽化が進んでいます。今後増加が予測される火葬需要への対応も含め、斎場の整備を進めます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

ライフスタイルに合わせた健康づくりの推進

市民団体や関係機関と連携し、健康への関心が薄い人や働く世代の人が、気軽に楽しみながら健康づくりを始められ、そして習慣化できるような仕組みづくりを行います。また、データ分析により罹患リスク^{*4}の高い層に対して効果的に働きかけ、重症化予防に取り組めます。

また、精神疾患に関する知識の普及啓発や早期発見、早期対応に取り組むとともに、精神疾患が大きな要因の1つとなる自殺の予防対策についても関係機関と連携しながら推進します。

方針2

概要

健康危機への対応力の強化

予防接種をはじめとした予防対策の徹底、感染症や食中毒などへの監視強化などの取り組みにより、感染症や食中毒などの発生を未然に防止します。また、市民の生命を脅かすような健康危機の発生時に備え、被害の拡大を防止する体制の構築を図ります。

方針3

概要

地域における保健医療体制の充実

かかりつけ医と地域の中核病院の連携を促進するとともに、近隣市との連携により、夜間における子どもの急病時や、重症救急患者に対応できる医療体制を維持します。また、大規模災害などの発生に備え、大阪府や近隣保健所、災害拠点病院、関係団体などとの連携体制を構築します。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
特定健康診査受診率	29.1% (2018年度)	60%

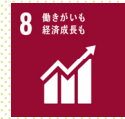
関連する個別計画等

- 東大阪市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 東大阪市特定健康診査等実施計画
- 東大阪市健康増進計画
- いのち支える東大阪市自殺対策計画
- 東大阪市斎場整備基本構想
- 東大阪市食品衛生監視指導計画

用語解説

- *1 **メタボリックシンドローム**：内臓のまわりに脂肪が多つき、脂質異常・高血圧・高血糖のいずれか2つ以上に該当する状態のこと。
 *2 **フレイル状態**：加齢に伴い、心身が弱まってきた状態のこと。
 *3 **地域医療構想**：2025年に向け、病床の機能分化・連携を図るために医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定めたもの。
 *4 **罹患リスク**：病気にかかる確率のこと。

高齢者の活躍と地域における 支えあいの推進



施策を取り巻く社会状況

- 高齢化が進展し、特に75歳以上の高齢者（後期高齢者）の占める割合が増加しています。また、要介護（要支援）認定者数は、介護保険制度が開始された平成12（2000）年から約3倍となっています。
- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・生活支援などの必要なサービスが包括的かつ継続的に提供される地域づくりが進められています。また、健康づくりや介護予防の取り組みに参加するなど、高齢者が自らの健康に関心を持ちながら、まちづくりの主体となって力を発揮することが求められています。
- 平成30（2018）年に認知症高齢者は500万人を超え、65歳以上の7人に1人が認知症と見込まれています。認知症は誰もがなりうる身近な疾患となっていることから、国においても「予防」と「共生」の施策を進め、認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても地域で安心して暮らせる社会をめざしています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 令和7（2025）年に団塊の世代が75歳以上となることから、本市では、平成27（2015）年から令和7（2025）年の10年間で後期高齢者が約26,000人増加すると予測されています。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活していくために、ボランティアなどの多様な担い手により、高齢者が歩いて行ける範囲での介護予防の取り組みを進めます。
- 関係機関、住民組織などと連携し、高齢者の地域活動の学びの場の整備やマッチング、継続的な活動支援などの効果的な仕組みづくりなど、地域の実情に合った介護予防・生活支援の見直しと構築に取り組みます。
- 認知症の予防や重症化を防ぐための早期発見、早期支援に努めています。認知症高齢者の増加に伴い、さらなる体制の強化が求められます。また、認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、認知症の人や家族の視点を重視し、地域住民や企業、教育機関などに、引き続き認知症に対する理解の促進を図ります。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

高齢者の活躍の場の創出

高齢者の地域活動やボランティア活動への参加を促進し、さまざまな場面で高齢者が活躍できる場を創出します。

方針2

概要

地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活をいつまでも続けることができるよう、介護予防や医療、生活支援などの必要なサービスが包括的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）を充実させます。

方針3

概要

認知症ケアの充実

認知症ケアにおいて重要な、早期発見・早期支援を行う体制を拡充し、よりきめ細かに認知症の人やその家族のサポートを行います。また、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざして、認知症に対する正しい理解を広めるとともに、地域ぐるみで支えあう仕組みを充実させます。

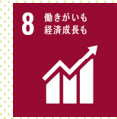
成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
65歳以上の要介護認定率	23.2% (2020年4月)	23.2%

関連する個別計画等

- 東大阪市地域福祉計画
- 東大阪市介護保険事業計画
- 東大阪市高齢者保健福祉計画

障害者の自立と社会参加の促進



施策を取り巻く社会状況

- これまで、障害者に対する虐待の防止や差別の解消など、さまざまな法整備が進められてきました。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められています。
- 東京2020パラリンピック競技大会を、共生社会の実現に向けて社会のあり方を大きく変える絶好の機会ととらえ、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ^{*1}の向上の視点を取り入れるとともに、「心のバリアフリー^{*2}」への理解を深め、社会全体で推進するものとしています。
- 今日では、手話は複数の国で言語として扱われるようになってきました。そうした国際的な流れのなかで、平成18（2006）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において、手話が「言語」として定義され、また、日本が条約の締結に向けて国内法の整備を進めるなか、平成23（2011）年8月に改正された「障害者基本法」においても、「言語」には「手話を含む」と明記されました。
- 障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などが求められています。また、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進しています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 平成29（2017）年度に障害者虐待防止センターを開設し、24時間通報を受け付ける窓口を開設しています。障害者虐待に関する相談は依然として多いため、虐待の未然防止や養護者に対する支援施策をさらに推進していく必要があります。市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、あらゆる場面での障壁を取り除くための取り組みをさらに推進していく必要があります。
- 平成31（2019）年3月に「東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例」を制定しました。今後も、手話及びろう者に対する理解促進と手話の普及や、手話による情報の提供、手話によるコミュニケーションの支援などを進めていきます。
- 障害者の一般就労への移行は着実に進んでいるものの、職場への定着には課題があります。企業や自宅などへの訪問により、生活面や身体面の管理などの課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などを支援します。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

障害があっても自分らしく生活ができる社会の実現

障害者が自分らしく自立した生活を営むことができるよう、虐待の未然防止や障害に対する理解の促進を図るとともに、社会参加の機会の確保を進めます。

方針2

概要

障害者の就労支援の充実

ハローワークなどの関係機関と連携しながら、就労やその定着を進めるとともに、雇用の場の拡大をめざします。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
手話を学ぶ講座などへの受講者数	41人 (2019年度)	120人
一般就労への移行者数	129人 (2018年度)	192人

関連する個別計画等

- 東大阪市障害者プラン
- 東大阪市障害福祉計画・障害児福祉計画

用語解説

*1 アクセシビリティ：さまざまな人が情報やサービスなどを利用するうえでの、アクセスのしやすさのこと。

*2 心のバリアフリー：さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

快適で魅力あふれる都市空間の創出



施策を取り巻く社会状況

- 人口減少や高齢化を背景に、高齢者や子育て世帯にとっても安心できる、健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっています。
- そのようななか、適切な土地利用を誘導するとともに、良好な景観・住環境の形成、拠点の整備や公園などの憩いの場づくりに取り組み、快適で魅力あふれる都市空間を創出することは、持続可能な都市を形成する上で重要になっています。
- 都市空間の創出に当たっては、行政と市民、事業者が互いに協力し、合意形成や連携を図りながら取り組むことが重要です。また、公園に関して、平成29（2017）年に民間事業者と連携した整備・管理をすることができるよう法律改正されるなど、官民連携が今後さらに求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市では、都市計画マスタープランを策定し、住宅地・商業地・工業地といった、その地域にふさわしい土地利用を誘導してきました。さらに、人口減少、高齢化に対応したまちづくりを進めるため、平成31（2019）年3月に「東大阪市立地適正化計画」を策定しました。この計画に基づき、医療・福祉・商業などの生活に必要な施設や住居等がまとまって立地し、公共交通により各施設へアクセス可能なまちづくりを推進します。また、地域にふさわしい土地の使い方を市民とともに考え、適切な利用に向けたルールづくりに取り組みます。
- 大阪空港駅から門真市駅を結ぶ大阪モノレールについて、本市内まで南伸する事業が令和元（2019）年度より着手されました。それに伴い、新たに設置予定の駅周辺を中心とした、にぎわいあるまちづくりが求められます。特に、長田・荒本駅周辺は駅の設置とあわせ、市の中心拠点^{*1}となるまちづくりを進めます。あわせて、にぎわいゾーン^{*2}、地域拠点^{*3}を核とした、まちの活性化に取り組みます。
- 良好な景観を形成し、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、市内全域を対象に、大規模建築物などにおけるルールを定めています。今後は、地域の特性に応じた景観形成を進めます。
- これまで、市内の公園整備を着実に進めてきましたが、条例で定める住民一人当たりの基準値には達していない状況です。また、緑地の減少が進んでおり、市街地におけるみどりの確保が課題となっています。今後も引き続き公園整備やみどりの確保に努めるとともに、公園の活性化、利用者の利便性向上のため、民間事業者と連携した公園管理・運営の導入を進めます。
- 駅周辺の住宅密集地において、狭い道路や、建替えが進まない老朽化した住宅が課題となっています。こうしたなか、若江・岩田・瓜生堂地区では、道路拡幅や住宅除却に対する支援などの取り組みを進めています。また、本市は、賃貸や売却に活用可能な空き家が多い状況です。空き家を改修し、コミュニティの場などに活用する取り組みを支援するとともに、中古住宅の流通促進に取り組みます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

人・モノ・情報が集まる拠点の整備

長田・荒本駅周辺を中心拠点をはじめ、にぎわいゾーン、地域拠点内の鉄道駅周辺において、良好な景観形成を図るとともに、商業・業務機能を担う施設や、子育て関連などの生活利便施設の立地を促進します。

方針2

概要

みどり・公園などの憩いの場の保全、創出

市民の身近な憩いの場や、にぎわい創出の場として、民間のノウハウも活用しながら、魅力ある公園の整備を進めます。さらに、生駒山のみどりを保全するとともに、農地をはじめとした市街地のみどりを創出するよう努めます。

方針3

概要

安全で魅力ある住環境の形成

住宅密集地の環境改善や、中古住宅などの活用と流通促進に向けた取り組みを推進し、安全で魅力ある住環境を形成します。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
住宅・住環境に対し満足していると思う市民の割合	14.9% (2017年度)	20%

関連する個別計画等

- 東大阪市都市計画マスタープラン
- 東大阪市立地適正化計画
- 東大阪市みどりの基本計画
- 東大阪市景観計画
- 東大阪市住生活基本計画
- 東大阪市総合交通戦略

用語解説

- *1 市の中心拠点：24ページの図を参照。
- *2 にぎわいゾーン：24ページの図を参照。
- *3 地域拠点：24ページの図を参照。

誰もが利用しやすい交通環境づくり



施策を取り巻く社会状況

- 人口減少、少子高齢化の進展に伴い、公共交通をとりまく環境は厳しさを増しており、都市部においてもバス路線の廃止が見られる一方、その代替となる交通サービスの活用が求められています。また、高齢者の運転免許返納の増加に伴い、移動手段の確保に対するニーズが高まっています。
- 地域の経済力を高めるため、人やモノが快適かつ活発に移動できるよう、道路・公共交通ネットワークの構築が必要です。
- 交通事故発生件数、死者数、負傷者数は、ともに年々減少傾向にあります。しかし、幹線道路に比べ、生活道路の死傷事故件数の減少割合は小さく、生活道路における交通安全対策の推進が強く求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市には鉄道駅が26駅あり、6路線が運行していますが、その多くが東西に発達しており、南北の移動手段の確保が課題となっています。今後、大阪モノレールの南伸に伴う各種整備を進め、南北方向の移動利便性を改善するとともに、鉄道、バスなどの乗継利便性を高める取り組みを進めます。
- 東部地域の傾斜地などの地域特性や、高齢者等の利用者特性に対応した市民生活を支える持続可能な交通システムの構築を進めます。
- 本市は大阪市内をはじめ、関西の主要都市や、空港へつながる幹線道路が通る交通の要衝地であり、円滑な交通環境の実現が課題となっています。道路ネットワークをさらに強化するための整備に取り組むとともに、市民が安全に通行できる生活道路の整備や、違法駐車・放置自転車の防止など、交通空間の確保に取り組みます。また、公共交通についても、利用者の安全に配慮した施設整備の促進を図ります。
- 市内の交通事故件数は減少しているものの、交通事故による死者数は依然として多く、事故件数に占める自転車事故の割合は横ばい傾向にあります。子どもから高齢者まで幅広い世代における交通マナーの向上など、交通事故防止に取り組みます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

公共交通の利便性向上

大阪モノレールの南伸に伴う整備を推進し、南北方向の公共交通を確保するとともに、駅周辺に乗継利便性を高める施設を整備するなど、公共交通を利用して市内外へ移動しやすい環境を整えます。

方針2

概要

安全・安心で快適な交通環境の実現

ネットワークを構築する道路や、安心して通行できる生活道路の整備を進め、安全・安心かつ快適に通行できる道路環境を実現するとともに、利用者の安全に配慮した鉄軌道施設の整備を促進します。

方針3

概要

市民生活を支える持続可能な交通システムの構築

東部の傾斜地、鉄道駅から離れた地域などの地域特性や、高齢者、障害者等の利用者特性を踏まえた、誰もが利用しやすい持続可能な交通システムを構築します。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
公共交通利用率（分担率）	19.7% （2010年）	22.2%
交通事故発生件数	1,959件 （2019年度）	1,600件以下

関連する個別計画等

- 東大阪市総合交通戦略

施策

No. 16

良好な環境の維持



施策を取り巻く社会状況

- 地球温暖化は世界的な課題となっており、国は、パリ協定^{*1}を踏まえ、温室効果ガス^{*2}を令和12（2030）年度において、平成25（2013）年度比26.0%削減するという目標を掲げ、国内の排出削減・吸収量の確保など、地球温暖化対策を推進しています。
- 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムから、資源循環型社会^{*3}への転換が求められています。物品の購入・使用・廃棄・循環・生産という資源サイクルの各場面において働きかけを行い、循環型社会の構築をめざす必要があります。また、近年、微小なプラスチックの破片であるマイクロプラスチックによる海洋汚染が注目されています。
- 人口減少や高齢化の急速な進展に伴い、空き家の数が急増すると予測されており、そのなかでも管理不全な空き家の発生が課題となっています。安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題が、深刻化することが懸念されています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市域から発生する温室効果ガスの削減について、東大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、取り組みを進めています。今後も、国の削減目標が引き上げられたことを踏まえながら、より一層取り組みを推進します。
- 平成30（2018）年度に本市で排出されたごみのうち、資源化された割合は約14.0%であり、横ばい状態が続いています。さらなる循環型社会の形成をめざし、市民・事業者との協働により、ごみの減量化・資源化を推進します。
- 路上や河川におけるペットボトルやプラスチック製品のポイ捨てが見受けられます。本市と本市市議会は、令和元（2019）年に「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を行いました。プラスチックごみの削減に向け、行政が率先して取り組むとともに、市民・事業者への啓発を進めます。家電四品目などの不法投棄については、10年前に比べ、大きく減少していますが、近年は横ばい傾向にあり、根絶には至っていません。不法投棄の減少に向け、さらなる対策を講じます。
- 昨今の自然災害の影響などにより、管理不全な空き家の増加が課題になっています。人が住まなくなった空き家は、空き家そのものの危険性に加えて、敷地内の草木の繁茂や害虫の発生、不法投棄や不法侵入など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす要因となるため、対策を推進します。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

地球温暖化防止対策の推進

東大阪地域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、市民・事業者・行政や民間団体などが、互いに連携しながら取り組みを進めます。

方針2

概要

ごみの減量・リサイクルの推進

ごみ減量・リサイクルなどに向けた啓発活動に取り組むとともに、プラスチック製容器包装などの分別を促進します。あわせて、地域住民団体による古紙類等の集団回収を奨励するなど、市民・事業者との協働により、ごみの減量化・資源化を推進します。

方針3

概要

美しく住みよいまちづくりの推進

行政と市民・事業者が協力しながら、ポイ捨てや不法投棄などを防止し、美化活動に取り組むとともに、周辺環境に悪影響を及ぼす危険な空き家の発生防止に取り組めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
市域から排出される温室効果ガスの削減率	2005年度比 12.7%削減 (2017年度)	2013年度比 26%以上削減
ごみの総発生量	202,277t (2018年度)	198,217t
ごみの資源化率	14.0% (2018年度)	26.1%

関連する個別計画等

- 東大阪市環境基本計画
- 東大阪市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)
- 東大阪市地球温暖化対策実行計画
事務事業編
- 東大阪市一般廃棄物処理基本計画
- 東大阪市空家等対策計画

用語解説

- *1 **パリ協定**：令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減のための国際的な枠組みのこと。
- *2 **温室効果ガス**：地球温暖化の原因となる、温室効果を起こす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど。
- *3 **資源循環型社会**：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。廃棄物等の発生抑制や、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を最小限に抑える社会をいう。

危機や災害に強く安心して暮らせる まちづくりの推進



施策を取り巻く社会状況

- 大規模自然災害等によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動や経済活動が可能な限り速やかに回復し、成長を継続することができるだけの「しなやかさ」をあわせ持った地域・社会づくりを進めるため、地方公共団体が「国土強靱化地域計画」を策定し、取り組みを進めることは、極めて重要とされています。
(「東大阪市国土強靱化地域計画」を令和2(2020)年3月に策定)
- 近年、台風や大雨などにより、全国各地で大規模な自然災害が発生しています。また、国は、南海トラフ*¹ 巨大地震などの地震発生確率が高まっているとの見解を示しています。さらに、テロや武力攻撃、新たな感染症など、危機事象が多様化するなか、市民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限にとどめるための取り組みが必要です。
- 災害が発生した際、行政による応急・復旧活動の「公助」だけでなく、自らの命は自らで守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」が重要になります。日頃から、地域で想定される災害を把握し、市民・事業者・行政が連携しながら防災に取り組むことが求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市の地理的特性から、生駒断層帯*² や上町断層帯*³、南海トラフ沿いで発生する地震による被害が大きいと想定されています。また、市内の山間部では土砂災害の発生が想定される区域が、山間部以外の地域では浸水被害が想定される区域がそれぞれ指定されているなど、これらの危険性を踏まえた対策が必要となっています。
- 災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、「東大阪市地域防災計画」に基づき、市内の避難所の環境整備や備蓄物資の確保、関係機関や地域と連携して行う総合防災訓練などに取り組んでいます。また、避難所での感染症対策に取り組むとともに、市民への感染症対策の周知・啓発を行います。
- 大規模災害やテロ災害など、多様化する危機事象に備えるとともに、高齢化に伴う救急出動の増加などに的確に対応できる体制整備が求められます。また、火災の発生を未然に防ぎ、発生した際はその被害を最小限にとどめることができるよう、火災予防活動など地域防災力を高める取り組みが求められます。市民の生命・身体・財産を守るという責務を果たすため、あらゆる事象に対応できる消防力の強化に努めます。
- 本市の道路、橋梁や上下水道などの都市基盤施設は、老朽化が進行しています。点検、補修などの予防保全や耐震化に取り組むとともに、鉄軌道施設の耐震化を促進することで、都市基盤施設の強靱化を進めます。
- 本市では、すべての校区自治連合会で自主防災組織*⁴ が結成され、地域版ハザードマップ*⁵ が作成されるなど、地域の防災意識が根付いてきています。災害発生時に地域住民自らが、スムーズに避難行動や初動体制をとれるようにするため、今後も地域防災力の向上に努めます。
- 本市の住宅の耐震化率は平成27(2015)年に約82%に達しています。国は、令和7(2025)年までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としており、本市においても、さらなる耐震化の促進を支援します。また、土砂災害や大雨災害に備えた整備を進めるなど、災害に強い市街地の形成に取り組めます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

危機対応能力の強化

危機や災害時に迅速かつ確かな対応を行うため、発災時を想定した訓練など、庁内体制や関係機関との連携強化に向けた取り組みを推進するとともに、発災後も復旧・復興に向けた行動を速やかにとれるよう、災害に強いまちづくりを進めます。

方針2

概要

消防力の強化

危機や災害時に十分に機能が発揮できるよう、消防体制の強化や他市消防本部との連携強化などに取り組むとともに、救急救命士をはじめとした各分野における高度な知識・技術を持った人材の育成に取り組みます。

方針3

概要

地域防災力の向上

市民の防災意識を高める啓発活動に取り組むとともに、災害時に地域で助け合う仕組みを構築するため、避難訓練や避難所運営を地域で担うための仕組みづくりなど、地域における防災活動を支援します。また、災害時に自ら避難することが困難な人を、地域で助け合うための仕組みを構築するとともに、新しい生活様式を取り入れた避難所運営に取り組みます。

方針4

概要

都市基盤施設の強靱化を推進

災害が発生しても被害を最小限に抑えられるよう、東大阪市国土強靱化地域計画の考えを取り入れながら、道路、橋梁、上下水道などの計画的な維持補修を進めるとともに、鉄軌道施設を含めて耐震化を図ることで、都市基盤施設の強靱化を推進します。

方針5

概要

災害に強い市街地の形成

民間住宅などの建築物の耐震化を進めるなど、住宅地の安全性確保に向けた取り組みを進めます。また、土砂災害や大雨災害に備え、河川改修や雨水増補管^{*6}などの整備を進めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
危機や災害に強く安心して暮らせるまちであると思う市民の割合	15.4% (2017年度)	20%

関連する個別計画等

- 東大阪市地域防災計画
- 東大阪市危機管理方針
- 東大阪市住生活基本計画
- 東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画
- 東大阪市消防力整備計画
- 東大阪市水道ビジョン
- 東大阪市総合交通戦略

用語解説

- *1 **南海トラフ**：日本の太平洋側に位置するフィリピン海プレート（駿河湾～日向灘沖）と、大陸のユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域のこと。
- *2 **生駒断層帯**：大阪府枚方市から羽曳野市までほぼ南北に延びる、全長約 38 km の活断層帯。
- *3 **上町断層帯**：大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市までほぼ南北に延びる、全長約 42km の活断層帯。
- *4 **自主防災組織**：「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。
- *5 **地域版ハザードマップ**：災害が起きたときの浸水想定区域や土砂災害危険予想箇所をはじめ、地域で想定される危険箇所や避難所までの避難経路などの情報を地図上に表示したもの。
- *6 **雨水増補管**：大雨の際、既存の下水管が流しきれない雨水を流す施設のこと。

施策

No. 18

治安対策の強化による 安全・安心なまちの実現



施策を取り巻く社会状況

- 刑法犯の認知件数は年々減少しているものの、依然として女性や子どもを狙った凶悪な犯罪や高齢者などを狙った特殊詐欺が発生しています。また、インターネットやスマートフォンを介したトラブルや犯罪が年々増加するなど、身近で起こる犯罪が多様化するなか、安全に安心して暮らすことができるまちづくりの推進が求められています。
- 情報社会の進展により、コンピューターウイルスの流布、重要情報資産への不正アクセスなど企業や行政機関をターゲットにしたサイバーテロ*¹ が大きな社会問題となっています。個人情報流出などの被害を防ぐための情報セキュリティ対策の重要性がますます高まっています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市においても刑法犯認知件数は減少しています。ひったくり、車上ねらい、自動車盗などの街頭で発生する犯罪は、防犯カメラ・防犯灯の設置や、市民の防犯意識が向上してきたことなどにより、年々減少しています。しかし、近年、社会問題となっている高齢者などを狙った特殊詐欺やインターネットを介した犯罪については増加しており、現在も多くの被害が発生している状況であり、その発生を未然に防ぐための対策を進めます。
- 地域のボランティアによって構成されている各防犯協議会・防犯委員会や青色防犯パトロール隊の活動は、市民の防犯意識の向上に効果的です。しかし、ボランティア活動をしている市民の高齢化などにより、担い手不足が大きな問題になっています。今後、誰もが安心して暮らすことができる安全なまちづくりに向けて、一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみの防犯活動に取り組みます。
- 女性や子どもを犯罪被害から守るための啓発活動や防犯活動に取り組みます。
- 市役所においても多くの業務でICT*²が活用されており、情報システムやネットワーク上で市民の個人情報や行政上重要な情報を多数取り扱っています。これらの情報資産をさまざまな脅威から守るために、万全の情報セキュリティ対策を進めます。
- 消費者を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。さまざまなトラブルを未然に防ぐため、消費生活に関する教育や啓発活動を推進します。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

治安対策の推進

市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを実現するため、警察などの関係機関と協力しながら、街頭犯罪や、高齢者などを狙った特殊詐欺など、各種犯罪の防止に取り組みます。

方針2

概要

地域における防犯体制の充実

地域住民や防犯ボランティア団体と協力しながら、地域の防犯活動を推進します。また、犯罪抑止に効果のある防犯設備を市内に充実させます。

方針3

概要

女性・子どもの安全・安心の推進

女性や子どもを犯罪被害から守るための防犯活動や、街頭や学校での啓発活動を推進します。また、子どもたちが安心して登下校できるように通学路での見守り活動を行うなど、地域ぐるみでの防犯活動に取り組みます。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
刑法犯認知件数	4,742 件 (2019 年)	3,000 件

関連する個別計画等

- なし

用語解説

- * 1 **サイバーテロ**：ネット空間で行うテロリズムのこと。政府機関等の重要インフラ事業者の基幹システムに対し、過剰な負荷をかける、ウイルス感染させるなどし、国民生活や社会経済に甚大な支障を生じさせる事態。
- * 2 **ICT**：Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のこと。



施策を取り巻く社会状況

- 地方公共団体の財政は厳しい状況が続くと見通される一方、国から地方、あるいは都道府県から中核市などへの事務や権限の移譲が進み、また、グローバル化の進展など、社会情勢の激しい変化に伴い、行政に期待される役割は拡大・多様化しています。そのような変化に適切に対応し、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、さらなる行財政改革の推進が必要です。
- これまでも、地方公共団体では国の指針などにに基づき、業務の民間委託や指定管理者制度^{*1}の活用など、国を上回るスピードで行財政改革を進めてきました。人口減少時代を迎え、とりわけ労働力の不足が危惧されるなか、地域社会を持続可能なものとするため、Society5.0^{*2}時代の到来を見据えた、革新的技術の導入に積極的に取り組み、スマート自治体^{*3}への転換を図っていくことが求められています。
- 高度経済成長期の人口急増に伴い建設された公共施設が、今後大量に更新時期を迎える一方、人口減少・少子高齢化などにより利用ニーズの変化が想定されています。そのようななか、公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点に立って総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成26（2014）年に総務省より地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。この計画に基づき、公共施設などの維持管理・更新を着実に推進していくことが求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- これまで、本市が提供する公共サービスについては、民間が担うことができるものは民間に委ね、「市民サービスの向上」と「経費の削減」に取り組んできました。今後、人口減少や少子高齢化が本格化すると予測されるなか、重点的に取り組むべき施策や新たな行政課題に対応しながら、将来にわたって安定した行政サービスを提供するために、事務事業を「選択と集中」の視点で総点検を行うとともに、より最適な業務の担い手や手法の検討を行い、事務のさらなる効率化を図ります。
- 本市においても、公共施設の老朽化対策が喫緊の課題となっています。これまで、公共施設の長寿命化や総量縮減のため「東大阪市公共施設再編整備計画」を策定し、適正な管理運営及び施設サービスの品質向上に取り組んできました。引き続き、ファシリティマネジメント^{*4}の観点により、「持続可能な市民サービスの提供」をコンセプトとし、質・量の両面で最適化を図るとともに、指定管理者制度の拡充や新たな民間活力の活用手法の導入などにより、効率的な管理運営及び市民の利用促進、市民サービスの向上を図ります。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

事務事業の見直し

効率的・効果的な行財政運営を図るため、本市が行うすべての事務事業について選択と集中の視点のもと総点検を行い、必要性が薄れたもの、形骸化しているものなどについては廃止・縮小します。継続が必要な事業についても、現行の作業方法や仕事の流れなど働き方を点検・検証し、より効率性・有効性の高い手法へ、継続的な改善を図ります。

方針2

概要

民間活力の活用

業務の最適な担い手を検討し、民間活力の活用により生み出される人的資源や財源について、より重点化が必要とされる分野に振り向けることで、公共サービス全体の市民満足度向上をめざします。また、積極的にAI^{*5}・RPA^{*6}などのICT^{*7}の活用を図り、市民の利便性及び業務効率の向上を図ります。

方針3

概要

公共施設のあり方の検討

公共施設について、今日的な視点のもと必要性和効率性の観点により、施設の廃止・統廃合を検討します。存続する施設についても、指定管理者制度の拡充や新たな民間活力の活用手法（PPP^{*8}）の導入など、効率的な管理運営及び市民の利用促進を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
効率的な市政運営が行われていると感じる市民の割合	9.9% (2017年度)	30%

関連する個別計画等

- 東大阪市行財政改革プラン
- 東大阪市公共施設等総合管理計画
- 東大阪市公共施設再編整備計画

用語解説

- *1 指定管理者制度：民間事業者などに公の施設の管理を代行させることができる制度のこと。
- *2 **Society5.0**：我が国がめざすべき未来社会の姿として国が提唱するもの。これまでの狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」。人工知能（AI）の活用や、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題の克服をめざす。
- *3 **スマート自治体**：人口減少が深刻化しても自治体が持続可能なかたちで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければならない、より価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAIに蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体のこと。
- *4 **ファシリティマネジメント**：企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。
- *5 **AI**：Artificial Intelligenceの略。人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。
- *6 **RPA**：Robotic Process Automationの略。ロボットによる業務自動化のこと。
- *7 **ICT**：Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のこと。
- *8 **PPP**：Public Private Partnershipの略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法。



施策を取り巻く社会状況

- 住民に身近な行政サービスである、社会保障、教育、社会資本整備などに関連する経費の多くは、地方公共団体を通じて支出されています。これらのサービスを持続的、安定的に提供するとともに、多様化する行政ニーズや、防災・減災対策などの喫緊の課題に対応するためにも、確固とした地方財政基盤の構築が不可欠です。
- 近年の地方公共団体の歳出構造は、社会保障関係経費の増加を人件費の削減などにより吸収させることで歳出総額をほぼ横ばいで推移させていますが、さらなる少子高齢化への対応に加え、災害への備えや老朽施設の更新などの喫緊の課題に対し、これまでと同様に対応し続けることは困難になってきています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市はこれまで、職員数の削減など人件費の総量抑制を柱に、歳出削減や歳入確保など、あらゆる取り組みを推進してきました。東大阪市文化創造館の建設や東大阪市花園ラグビー場の改修などの大規模投資を行いながらも、平成7（1995）年度から連続して実質収支の黒字を確保しています。しかし、財政構造の弾力性を表す経常収支比率^{*1}は、平成30（2018）年度時点で94.9%と高水準にあり、硬直した状況になっています。
- 本市の人口は今後減少傾向が続き、特に年少人口、生産年齢人口が減少すると予測されているなか、中長期的な労働力減少による経済衰退・市税収入の減少が懸念されます。また、団塊の世代が令和7（2025）年頃から順次75歳を迎え、社会保障費の増加が懸念されます。加えて、公共施設の老朽化対策、子育て・教育環境の充実などに大きな財政負担を要するため、当面の収支不足が危惧される状況となっています。
- 将来にわたって安定した行政サービスを提供するためには、財政基盤の強化が必要です。財政基盤の強化に向け、歳入の根幹をなす市税はもとより、あらゆる歳入について受益者負担のあり方や公平性の観点で適正な確保に努めます。また、本市が保有する未利用地など資産の有効活用により財源確保に努めます。
- 歳出に関してもPDCA^{*2}の手法を用いるなど、無駄を省く取り組みを徹底します。
- 本市の財政状況を分かりやすい形で公表する「財政の見える化」を推進し、市民に対する説明責任を適切に果たしてまいります。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

歳入の確保

市税や国民健康保険料などの収入確保について、納税者等の利便性向上をめざし、納付しやすい環境整備を進めるとともに、適正な債権管理による収納率の向上、未収金の削減・発生抑制に努めます。

また、本市が保有する未利用地・低利用地について、早期に有効な活用を図り、新たな収入の確保に努め、公の施設にかかる使用料や各種手数料についても、受益者負担と公費負担の適正化を図ります。

方針2

概要

歳出の抑制

あらゆる歳出予算の執行において無駄を省き、抑制に努め、公費の使途やその必要性などについて説明責任を果たせるよう努めます。

方針3

概要

「財政の見える化」の推進

市民に対して本市の財政状況を分かりやすい形で公表する「財政の見える化」を推進します。

関連する個別計画等

- 東大阪市行財政改革プラン

用語解説

*1 **経常収支比率**：市税などの経常的な一般財源収入が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経常的な支出にどの程度充当されているかを示す比率のこと。

*2 **PDCA**：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返す、継続的改善手法のこと。



施策を取り巻く社会状況

- 地方公共団体は、行政運営を行う上で最小の経費で最大の効果を上げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努め、その規模の適正化を図らなければなりません。そのため、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえ、自主的・計画的に適正な職員数の管理が求められています。地方公務員の数は、これまでの行財政改革の推進により、全国的に減少してきています。
- 少子高齢化の進展に伴う住民ニーズの高度化・多様化に加え、地方分権の一層の推進や地方創生の取り組みなどにより、地方公共団体の役割は増大しています。そのような状況に対応していくためには、自ら考え、行動し、困難な課題を解決する能力と、高い業績を上げることができる自治体職員を確保・育成していくことが必要です。そのため、能力や業績に応じた昇任制度や給与制度の設計、人材育成など、総合的な人事管理に取り組んでいくことが求められています。
- 男女共働き世帯の増加とともに、育児や介護を担う時間制約のある職員が増加していくことが見込まれるなか、すべての職員が十分な能力を発揮できるようにするためには、長時間労働を是とする働き方や価値観・意識を変革するなど、働き方改革を推進することが重要です。業務の効率化や簡略化などの業務改善を進め、多様な人材が活躍できる組織づくりをめざすとともに、質の高い行政サービスを提供することが求められています。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市では、昭和61（1986）年度の危機的な財政状況から脱出するための「職員800人削減計画」を皮切りに、累次の行財政改革の行動計画を推し進め、2,800人を上回る職員数の削減など、人件費の抑制に取り組んできました。
- 今後、適正な職員数を確保するとともに、効果的な研修などを実施することで、幅広い視点で行政運営を行うことができる人材の育成に取り組みます。また、女性職員の管理職への登用などの取り組みを推進し、組織の活性化につなげていきます。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

職員の適正な定員管理

職員の定員管理については職員数計画を策定し、現在の執行体制の水準を維持することを基本としつつ、新たな行政課題などへの対応については、民間活力の活用などを図ったうえで、必要な調整を行いながら適正に管理します。

方針2

概要

職員給与の適正化

職員の給与制度については、国家公務員の給与制度の見直しの動向や財政状況などを見極めながら、引き続き適正化を進めるため、適宜必要な見直しを行います。

方針3

概要

人事政策の推進

多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、幅広い視点で行政運営を行うことができるよう、女性職員の管理職への登用を進めるなど、必要な人材の育成と活用に向けた人事政策を推進し、市役所全体の活性化に努めます。

関連する個別計画等

- 東大阪市行財政改革プラン

シティプロモーションの強化



施策を取り巻く社会状況

- 平成26（2014）年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、国では出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正するためのさまざまな取り組みが進められています。
- 国による地方圏と東京圏の人口の転出入を均衡させるための取り組みや、地方公共団体による住みたいまちとして選ばれるための地域の特色を生かした取り組みや情報発信が行われる一方で、東京圏への人口集中が依然として進展しています。
- 全国的に人口減少が進むなか、自治体間での人口の奪い合いが激しさを増すなど、自治体間競争が加速していますが、地方創生を進めるうえでは、地方圏と東京圏の人口の転出入を均衡させることが重要です。

東大阪市の現状と今後の取り組み

- 本市は、技術力と想像力あふれるモノづくり企業が多く集積する、日本でも有数の「モノづくりのまち」であるとともに、全国高等学校ラグビーフットボール大会が開催される「東大阪市花園ラグビー場」を有しています。東大阪市花園ラグビー場は、「ラグビーワールドカップ2019日本大会」、「ワールドマスターズゲームズ*¹2021関西」においてラグビー競技の開催地となるなど、「ラグビーの聖地」として国内だけでなく世界に知れわたり、本市の都市としてのブランド価値を高めています。
- 一方、「住む場所」としての本市の魅力については、大阪都心部へのアクセスの良さや、日常の移動や買い物の利便性の高さ、生駒山系のみどり豊かな自然、充実した子育て施策など、多くの魅力があるにもかかわらず、本市の人口は減少傾向が続き、特に若い世代の転出超過傾向が続いていることから、その魅力が十分に発信できていない状況です。本格的な人口減少社会が到来するなか、本市が将来にわたって持続的かつ安定的に行政運営を行っていくためには、定住人口の維持が不可欠です。今後は「定住人口の獲得」を大きなテーマとし、特に転出超過傾向にある「若い世代」に対するプロモーション活動に力を入れていく必要があります。

施策推進に向けた主な方針

方針1

概要

「住み続けたいまち」としての愛着や誇りの醸成

市民やこれから市民になる人が愛着や誇りを持って東大阪市で暮らし続けられるよう、本市の施策、地域資源、地域の魅力などへの関心を高め、住み続けたいまち東大阪市として定住を促進するための取り組みを進めます。

方針2

概要

「住みたいまちとして選ばれる」ための市外への情報発信の促進

住みたいまちとして選ばれるために、暮らしやすさ、充実した子育て支援施策、教育環境向上の取り組みや交通の利便性などの本市の魅力を戦略的・効果的に発信し、転入を促進する取り組みを進めます。

方針3

概要

東大阪市に共感し関わりを持つ「関係人口」の創出

人口減少、地域づくりの担い手不足という課題を解決し、東大阪市を支える多様な人材を確保するために、東大阪市に居住してなくても本市の取り組みに共感し、何らかの形でまちづくりに関わる、いわゆる「関係人口^{*2}」の創出・拡大に対する取り組みを進めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値（2030年度末）
東大阪市にずっと住み続けたいと回答する市民の割合	48.8% (2018年度)	70%
人口の社会増	▲229人/年 (2019年)	1,000人/年

関連する個別計画等

- なし

用語解説

*1 **ワールドマスターズゲームズ**：国際マスターズゲームズ協会(IMGA)が4年ごとに主宰する、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会。2021年に関西で開催される。

*2 **関係人口**：その地域となんらかの形で関わりがある人口。過去に住んでいた人や、勤務していた人、地域への関心を持つ人など。

SDGsの一体的な推進について

◇SDGsとは？

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和12（2030）年を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。

法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、市民、事業者、行政などあらゆる人が参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。



◇東大阪市におけるSDGsとは？

国は、平成28（2016）年12月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。また、平成29（2017）年には、地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとして、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略にSDGsの推進が組み込まれました。

SDGsの考え方は、地方自治体が担う住民の福祉の増進に深く関わるものであり、本市においても、東大阪市第3次総合計画の各分野・施策にSDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進していきます。




◇SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【目標6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【目標7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>【目標 9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【目標 11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

<東大阪市第3次総合計画における分野・施策とSDGsにおける17のゴールの関係>

	1 貧困をなくそう	2 気候変動をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
分野 1. 人権・共生・協働						
施策 NO.1 すべての人の基本的な人権が守られる地域社会の形成	●		●	●	●	
施策 NO.2 加速するグローバル社会への対応				●		
施策 NO.3 公民連携によるまちづくりの推進						
分野 2. 子ども・子育て						
施策 NO.4 子育て支援の充実	●	●	●	●		
分野 3. 教育						
施策 NO.5 確かな学力の向上				●		
施策 NO.6 責任ある教育を提供できる教育環境の向上			●	●		
分野 4. スポーツ・文化・産業						
施策 NO.7 スポーツでかがやき、ひろがり、つながるまちづくりの推進			●			
施策 NO.8 誰もが歴史や文化に親しめるまちづくりの推進				●		
施策 NO.9 産業の活性化による好循環の創出		●				
施策 NO.10 多様な働き方と働く場の創出				●		
分野 5. 健康・福祉						
施策 NO.11 健康づくりと保健衛生の推進			●			
施策 NO.12 高齢者の活躍と地域における支えあいの推進			●			
施策 NO.13 障害者の自立と社会参加の促進			●	●		
分野 6. 都市・環境						
施策 NO.14 快適で魅力あふれる都市空間の創出						●
施策 NO.15 誰もが利用しやすい交通環境づくり			●			
施策 NO.16 良好な環境の維持			●			
分野 7. 防災・治安						
施策 NO.17 危機や災害に強く安心して暮らせるまちづくりの推進	●					●
施策 NO.18 治安対策の強化による安全・安心なまちの実現					●	
施策の推進に向けて						
行財政改革の推進 1 選択と集中						
行財政改革の推進 2 持続可能な財政運営						
行財政改革の推進 3 人材の確保・育成					●	
シティプロモーションの強化						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	●		●	●					●	
	●		●							
				●						●
									●	
				●						
	●	●			●					
	●									
	●									
				●				●		
		●		●						
●		●		●	●	●	●	●		
		●		●		●				
									●	
				●						●
				●						
				●						●

卷末資料

東大阪市総合計画策定条例

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政運営を図り、もってまちづくりの着実な推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる本市の最上位の計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像を示した基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、本市のまちづくりの基本方針を明らかにし、主要な施策を総合的かつ体系的に示した市政に関する基本的な計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画を効果的に推進するための事業を示した計画をいう。

（基本構想の策定等）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、基本構想を策定しなければならない。

2 市長は、基本構想を策定しようとするときは、あらかじめ、第6条に規定する東大阪市総合計画審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

3 市長は、経済社会情勢の変化等に伴い必要が生じたときは、基本構想を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

（基本計画及び実施計画の策定）

第4条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定しなければならない。

（総合計画との整合性の確保）

第5条 特定の行政分野における具体的な施策を示す計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合性の確保を図らなければならない。

（総合計画審議会）

第6条 本市に、市長の附属機関として、東大阪市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、基本構想の策定又は変更に当たって、必要な事項を審議する。

3 審議会は、前項のほか、総合計画に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）

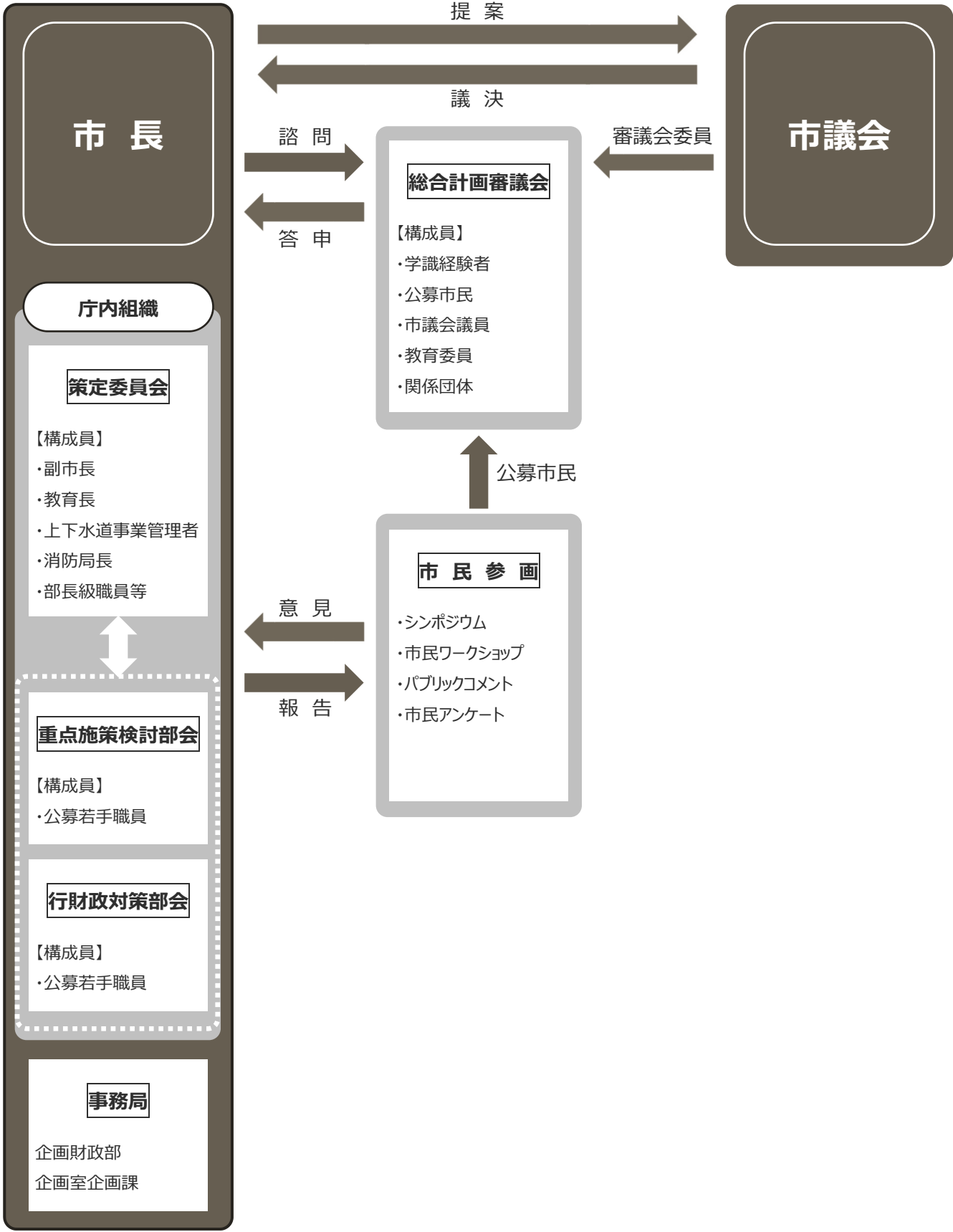
第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部東大阪市総合計画審議会の項を削る。

総合計画策定組織図



総合計画策定経過

年月	市民参加等	総合計画審議会	議会／行政
平成 30(2018)年 2 月			庁議(2/16)
平成 30(2018)年 7 月			第 1 回庁内策定委員会(7/31)
平成 30(2018)年 8 月	転入転出アンケート	第 1 回審議会・諮問 (8/6)	
平成 30(2018)年 9 月	市民アンケート		
平成 30(2018)年 10 月	市民ワークショップ "ひがしおおさか未来創造カフェ" (10/27)		第 2 回庁内策定委員会(10/16)
			若手職員ワークショップ "ひがしおおさか未来創造カフェ" (10/30)
平成 31(2019)年 1 月		第 2 回審議会 (1/25)	第 3 回庁内策定委員会(1/16)
平成 31(2019)年 2 月			第 4 回庁内策定委員会(2/22)
平成 31(2019)年 4 月			第 5 回庁内策定委員会(4/22)
令和元(2019)年 5 月		第 3 回審議会 (5/13)	
令和元(2019)年 7 月		第 4 回審議会 (7/9)	第 6 回庁内策定委員会(7/3)
		第 5 回審議会 (7/30)	第 7 回庁内策定委員会(7/24)
令和元(2019)年 8 月		答申 (8/9)	第 8 回庁内策定委員会(8/28)
令和元(2019)年 9 月	基本構想 (素案) パブリックコメント		
	総合計画シンポジウム (9/5)		
令和元(2019)年 11 月			第 9 回庁内策定委員会(11/7)
			庁議(11/20)
令和元(2019)年 12 月			基本構想(案)の議決
令和 2(2020)年 3 月			第 10 回庁内策定委員会(3/27)
令和 2(2020)年 4 月			第 11 回庁内策定委員会(4/18)
令和 2(2020)年 5 月	基本計画 (素案) パブリックコメント		
令和 2(2020)年 6 月			第 12 回庁内策定委員会(6/23)
令和 2(2020)年 7 月			庁議(7/1)

東大阪市総合計画審議会規則

東大阪市総合計画審議会規則（昭和43年東大阪市規則第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、東大阪市総合計画策定条例（平成30年東大阪市条例第1号）第6条第4項の規定に基づき、東大阪市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公共的団体その他の団体の役員又は職員
- (4) 本市職員
- (5) その他市長が適当と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、基本構想の策定又は変更に係る審議が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- (1) 東大阪市情報公開条例（平成11年東大阪市条例第1号）第6条に規定する不開示情報に該当する事項についての審議が行われる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認める場合

4 前項各号に該当するかどうかは、会長が審議会の会議に諮って、決定する。

5 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定による委嘱又は任命後最初の審議会の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則（令和2年3月18日規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

東大阪市総合計画審議会委員名簿

(氏名五十音順)

氏名	役職	
石田 榮仁郎	会長	近畿大学名誉教授 弁護士
猪野 浩司		東大阪商工会議所会員
茨木 延夫		東大阪市人権啓発協議会会長
大久保 芳明		東大阪市公衆衛生協力会会長
川口 誠司	副会長	東大阪市副市長
河邊 純		大阪商業大学総合経営学部教授
北井 孝彦		大阪府宅地建物取引業協会東大阪八尾支部支部長
衣笠 葉子		近畿大学法学部教授
阪口 陽亮		東大阪青年会議所副理事長
坂本 彩夏		公募市民
鈴木 綾人		公募市民
住山 仁美		東大阪市社会福祉協議会副会長
高畑 裕美		大阪大学大学院医学系研究科医学専攻特任助教
立花 静		東大阪市副市長
田中 敬二		東大阪労働団体連絡協議会代表委員
田野島 尚孝		公募市民
田間 泰子		大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授
堤 晶子		東大阪市教育委員
富田 安夫		近畿大学理工学部教授
中井 義勝		東大阪市自治協議会防災対策部会部会長
野口 美保		公募市民
濱谷 和也		東大阪商工会議所副会頭
濱橋 元		関西フィルハーモニー管弦楽団専務理事
松浦 隆	副会長	東大阪市自治協議会会長
森 雅声		東大阪市文化連盟会長
森 優子		大阪樟蔭女子大学学芸学部准教授
森田 典博		東大阪市議会議員
安田 秀夫		東大阪市議会議員

※団体名、役職等は委嘱時のもの

東大阪市総合計画審議会審議経過

回／開催日	審議内容
第1回 平成30(2018)年 8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、諮問 ・総合計画策定方針について ・東大阪市を取り巻く社会環境変化や現状について ・将来像設定の視点について
第2回 平成31(2019)年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・意見把握結果の報告 ・基本構想の骨子素案について ・重点施策の方針について
第3回 令和元(2019)年 5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策検討部会の検討状況（報告） ・土地利用構想について ・基本施策の大綱について
第4回 令和元(2019)年 7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策検討部会における検討状況 ・東大阪市第3次総合計画基本構想（素案）について
第5回 令和元(2019)年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市第3次総合計画基本構想（素案）について ・東大阪市第3次総合計画基本構想（素案）に対する答申文案について
答申 令和元(2019)年 8月9日	基本構想（素案）答申

諮問

東大阪経企企第 1560 号
平成 30 年 8 月 6 日

東大阪市総合計画審議会
会長 石田 榮仁郎 様

東大阪市長 野田 義和

新東大阪市総合計画基本構想の策定について（諮問）

東大阪市総合計画策定条例第3条第2項の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

新東大阪市総合計画基本構想の策定について

2 諮問趣旨

本市では、「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」を将来都市像とする「東大阪市第2次総合計画」を平成15年2月に策定し、まちづくりを進めてきましたが、2020年度には当該計画の期間が満了を迎えます。

この間、本格的な人口減少社会の到来や急速な少子高齢化の進展など、わが国を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化してきました。本市においてもその影響は大きく、人口減少社会への対応については、持続可能なまちづくりを進めていく上での喫緊の課題となっています。

また、これまで取り組んできたラグビーワールドカップ2019の花園開催決定や、「モノづくりのまち」の推進、大阪モノレールの南伸決定など、市のアイデンティティを高めるとともに、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを今後更に強固なものとし、進展させていくためには、まちづくりの基本理念や将来都市像を市民・事業者・行政が共有し、スクラムを組んで進めていくことが必要不可欠です。

このことから、2020年度の計画期間満了にあわせ、2021年度以降における本市のまちづくりの方向性や指針を明らかにするため、「新東大阪市総合計画基本構想」の策定についてお諮りするものです。

答申

令和元年8月9日

東大阪市長
野田 義和 様東大阪市総合計画審議会
会長 石田 榮仁郎

新東大阪市総合計画基本構想の策定について（答申）

本審議会は、平成30年8月6日付東大阪経企企第1560号で諮問のありました新東大阪市総合計画基本構想（東大阪市第3次総合計画基本構想）の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別冊 東大阪市第3次総合計画基本構想素案のとおりまとめましたので、ここに答申いたします。

本格的な人口減少社会の到来や急速な少子高齢化の進展など、わが国を取り巻く社会環境が大きく変化してきており、人口減少社会への対応については、持続可能なまちづくりを進めていく上での喫緊の課題となっています。

こうした中で、今回諮問された東大阪市第3次総合計画は、情報通信技術の進展、グローバル化の進展など大きく変化するであろう10年後の本市における将来を方向付ける重要な役割を担う計画であり、「つくる・つながる・ひびきあうー感動創造都市 東大阪ー」の実現を目指して、市民・事業者・行政等が一体となって進めていく必要があります。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮され、答申並びに審議会の意見を十分に踏まえて、最大限に努力されることを要望します。

記

1. 重点施策を着実に推進すること

人口減少社会への対応を踏まえ、今後10年間で特に重点的に取り組むべき施策として、重点施策の方針（「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」、「高齢者が活躍するまちづくり」、「人が集まり、活気あふれるまちづくり」）を掲げている。これらの内容は将来の東大阪市のまちづくりにとって非常に大切な視点であり、今後、基本計画、実施計画の中で重点施策の内容を具体化するにあたり、部局の垣根を越え、重点的、横断的に取り組み、着実に推進を図られたい。

2. 持続可能な行財政基盤を確立すること

今後も厳しい財政状況が続くと想定されるなか、行政に期待される役割は多様化していることから、行財政運営のより一層の効率化に取り組むとともに、「選択と集中」の視点により、真に必要な施策を見極め、実行することにより、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立されたい。

3. 市民・事業者にとって身近な計画となるよう周知に努めること

総合計画の推進にあたっては、行政のリーダーシップのもと、市の目指すまちづくりの基本理念や将来都市像を市民・事業者・行政等で共有することが重要である。そのためには、より多くの市民・事業者が総合計画を知ってもらうことが大切であり、周知・啓発に力を注がりたい。

市民参画の状況

1. 市民ワークショップ

“ひがしおおさか未来創造カフェ”

◆開催日程等

【第1回】平成30（2018）年10月27日（土）10時00分～12時00分

【第2回】平成30（2018）年10月27日（土）13時30分～15時30分

◆参加者数

【第1回】32人

【第2回】22人

2. 総合計画シンポジウム

◆開催日程等

令和元（2019）年9月5日（木）19：00～20：30

◆参加者数 200人

（次第）

- 東大阪市第3次総合計画基本構想（素案）の説明
- パネルディスカッション「感動創造都市 東大阪」の実現に向けて
コーディネーター 石田榮仁郎（近畿大学名誉教授・弁護士）

パネリスト	
野田 義和	東大阪市長
松浦 隆	東大阪市自治協議会会長
堤 晶子	東大阪市教育委員
田野島 尚孝	近畿大学工学部3回生

※団体名、役職等は当時のもの

東大阪市第3次総合計画 2021▶▶▶▶2030

つくる・つながる・ひびきあう
— 感動創造都市 東大阪 —

■編集・発行■

令和2（2020）年7月
東大阪市 企画財政部 企画室 企画課
〒577-8521
東大阪市荒本北一丁目1番1号
TEL：06-4309-3000（代表）
<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>

